

会

議

午前10時 0分開議

○議長（土屋 忍君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（土屋 忍君） 昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位4番。1、下田メディカルセンターの充実について。2、健全で安全な海水浴場の整備運営について。3、集中豪雨対策について。

以上3件について、7番 沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） 皆さん、おはようございます。

早速、趣旨質問をさせていただきます。

下田メディカルセンターの充実についてであります。地域医療全体の向上のために1市5町の公立病院であり、下田賀茂地域の中核病院でもあります下田メディカルセンターを、市民のためにどのような病院にしたいと市長は考えられているのでしょうか。市民から求められている病院像について、市長の所見をまず伺いたいと思います。

先日も、友人が体調を崩し市の胃がん検診をいたしました。が、「胃は何でもない」と言われたそうです。しかし、不調でありますので、下田メディカルセンターで胃カメラの検査をした。「胃は大丈夫だった。十二指腸にがんが見つかった」、こう言われ大変びっくりしたそうです。順天堂やがんセンターまで行かなければならないのか、こう思ったのですが、先生にうちで手術ができるよ。メディカルセンターで手術ができる。齋藤先生や伊藤先生に手術をやっていただいたと、感謝の意を込めてこのようなお話をされておりました。

しかし、皆さん、その一方でドクター不足で中核病院なのかという不評も聞こえてくるわけであり。盲腸の手術ができない、あるいは骨折をした、どうして下田の患者さんが西伊豆の病院や河津の病院に来なければならないだろうか、このような声も聞こえてくるわけであり。

病院や診療所、クリニックとの連携、そして院外処方への転換でも、薬剤師会との協力が必

要であろうかと思えます。新しい病院として利益を上げなければならないということも理解できないわけではありませんが、地域の業界や業者の人たちとどう連携し経済循環を進めていくかということも、ポイントの1つではないかと思うわけであります。6月議会でも質問させていただきました入院セットのレンタルも、他の地域の業界の方ではなく、地元の人たちが担当できるような、そういう要求を、話し合いを指定管理者としていく必要がある、指定管理者任せではいけないのではないかと思います、この点についても、市長の見解をお尋ねをしたいと思えます。

さて次に、一般病床150床の稼動について、感染症4床を含めまして154床の稼動といってもいいかと思えますが、回復期リハビリテーション病棟として49床を10月1日から利用し154床を稼動することに明らかにされた。8月30日の伊豆新聞紙上でも報道がされているところでございます。そこでどのような体制がとられることになるのかお尋ねをしたいと思えます。

医師、看護師、医学療法士あるいは作業療法士や言語聴覚士等の確保状況はどのようになっているのでしょうか。また、入院患者の回復期リハビリに限定がされてしまうのかどうかお尋ねをしたいと思えます。

指定管理者の指定条件としまして、内科、外科、小児科で常勤医師10名以上を従事させること、第2次救急医療病院として150床を稼動させること、これが指定の条件として定められているかと思えます。この条件が現在どのように充足をされているのかお尋ねをしたい。

平成24年11月9日、賀茂保健所の立入調査の結果によりますと、常勤医は9名しかおりませんでした。この9名のうち、2名は整形外科の先生であります。まさに、この指定条件からいいますと、7名の常勤医師しかいなかった。しかも、7名のうちの3名は県派遣の医師である、こういう状態ではないかと思えます。9月時点の医師の状態を見ましても、この状態が大きく変わっているとは思いません。常勤医は9名でしかない。2人の整形外科医、臨時の整形外科医3人いました、整形外科の先生も1人を除いてかわってしまっているという状態ではないかと思えます。お医者さんが定着をしていない、こういう状況もあるのではないかと思うわけであります。

回復期リハビリテーションの医療が、この地域にとって必要な医療であるということは理解ができますが、しかし皆さん、イメージといたしまして老人病院化してしまわないかという危機感を持たざるを得ないと思うわけであります。いわゆる一般病床に医師が確保できれば戻すような形態になるのかどうなのか、指定条件として150床の第2次救急病院、地域の

救急病院として確立をしていく、こういう方向から考えますと、リハビリテーション49床で154床稼動をするんだという方向には大きな疑問を投げかけざるを得ないと思うわけであり
ます。

次に、静岡メディカルセンターの財政状況と病院事業損益計算書等につきまして、伊豆医療圏の病院との関係についてお尋ねをしたいと思います。

一部事務組合下田メディカル病院事業損益計算書、今の1市5町で経営しておりますメディカルセンターの経営状況、24年度状況を見ますと2億7,846万円の赤字を出している。当年度未処分欠損金の累積赤字は6億3,959万円余りとなっているわけであります。かつて13億円ありました内部留保資金、現金も現在3億800万円程度となつていようかと思ひます。

さて皆さん、問題は病院組合の赤字もさることながら、静岡メディカルセンターの経営状態がどうなっているかということではないかと思ひます。赤字続きではとても経営ができない、手を引いてしまうというような事態を避けなければならないと思うわけであります。

さて、静岡メディカルセンターの財政状況は、21年度、これは共立湊病院の時代の実績であります。入院患者3万6,950人、これが24年度は2万1,071人、約半分程度の入院患者しかいない。そして、外来も7万9,873人が4万9,056人、43%も減少をしている、こういう状態でございます。したがって、21億からありました医業収入も静岡メディカルアライアンスの総医業収入は13億3,388万円余り、これに対し医業費用は15億5,433万円余りで、まさに医業損失は2億2,000万円余の損失を24年度も出しているわけであります。ご案内のように、23年度は3億4,000万からの赤字補填を病院組合が静岡メディカルセンターにしていたことは、皆さん記憶に新しいところではないかと思ひます。

そして、補助金や医業外収入を加えましても9,434万円の赤字は見込んで出しているわけであります。見込みの5,700万円からの見込み赤字に比べましても、9,300万というその大赤字を出していると言わざるを得ないと思ひます。みなとクリニックも514万円の赤字を出しております。継続への心配は本当はないのか、どのような議論がされているのか、下田市長としてどう理解をされているのかお尋ねをしたいと思います。

また、伊豆今井浜病院は60床の病床に100床を加え、2年後には160床の一般病床、そのうち50床は回復期リハビリテーションの病床にしたいと、こういうことが伊豆新聞紙上でも報道がされているところであろうかと思ひます。

また、伊豆東部総合病院もつい二、三日前の伊豆新聞に160床の新病院、現行の内科、外科、整形外科、脳神経外科に消化器科、そして腎臓内科、いわゆる人工透析、さらに第2次

救急医療体制を追加する、こういうことが報道されているわけであります。

まさに、西伊豆病院を含めましてこの地域に3つの病院ができる。大変住民にとっては好ましいことかと思いますが、同じような病院が3つあるということよりも、この地域にとって不足している医療を担ってくれる公立病院として下田メディカルセンターが進められていかなければならないと私は思うものであります。

この地域にとって不足している医療とは何か、それは何と言いましても、天城を越えなければ命がなくなってしまうといわれるような医療過疎の実態を克服していく、第2次救急医療体制をきっちりとこの病院において確立していくことではないかと思えます。24時間365日の第2次救急医療体制、そしてそれを支えます第1次救急医療体制をどう確立していき、メディカルセンターがどのような役割を果たすことができるのか、こういうことになるのではないかと思うわけであります。

そして皆さん、次に大きな課題は何と言いましても、この地域に臼井病院を除いて産科医院がないということではないかと思えます。この地域に人々が暮らし続けることができる、赤ちゃんを産むことができる、そういう地域にしていまなければならない。ところが、賀茂地域には臼井病院を除いて産科医院がない。そして、臼井病院もなかなか困難な経営状態を迎えている、こう言えるのではないかと思うわけであります。

医師や看護師の確保については、どの病院においても大変困難を極めているという現状があろうかと思うわけであります。産科をこのメディカルセンターにつくれとは申しませんが、少なくとも賀茂地区のそれぞれの首長さんがお集まりになり、保健所長の見解も得て臼井病院をきっちりと育てていく、この地域から産科医院をなくさないという政策が今求められていようかと思えますが、この点について、改めて市長にお尋ねをしたいと思うわけでありませす。

さらに、4点目といたしまして、旧湊病院の土地の不動産鑑定業務が105万円で進められるという補正予算が、先日病院組合で出されたかと思うわけであります。鑑定業務をするということは、この土地を売ろうとしているのかどうなのか、お尋ねをしたいと思えます。

湊病院の跡地は国立病院から移譲を受けたものであります。病院組合だけで決定していいものではない。まさに、1市5町の住民の意向に沿った利用が必要と考えます。現状はどのように湊病院の跡地の利用が議論をされ進められようとしているのか、市長の見解をお尋ねをしたいと思えます。

次に、健全で安全な海水浴場の整備運営についてお尋ねをいたします。

夏場の海水浴場のお客さんは、観光地下田にとって非常に大切なお客さんであると思います。昭和59年、173万人からの来遊客を迎えました。平成21年度65万人、そして例の東日本大震災がありました平成23年度は、47万人程度に落ちているわけであります。そして、今年は70万人を超える、こういう状態を迎えていようかと思えます。このような状況の中で、この夏のお客さん、海水浴客が、下田市の経済にとってどのような役割を果たしていると考えているのか、お尋ねをしたいと思うわけであります。

美しい海や白い砂浜をいかに守っていくかがその課題の一つであり、もう一つは、白浜大浜を中心といたしております不法営業行為や交通安全対策、ごみ処理の問題ではないかと思えます。

そこで、まず白浜大浜海水浴場の問題について、どのように認識されておられるのかお尋ねをしたいと思えます。パラソルや食べ物のデリバリー販売等の不法営業の実態が、今年どうであったのか。また、たばこのポイ捨てが浜地でやられている。ごみの問題や国道を横断して浜地に入るなど、交通安全対策上も大変対策が必要ではないかと思うわけでありますが、いかがでしょうか。

海水浴のお客さんに対し、現在のサービス体制で充足されていると考えておられるのでしょうか。駐車料についても、話し合いで一定金額以下でサービスを提供するなどの協定が必要ではないかと思えます。夏場の盛りには3,000円を超えるような駐車料を設定がされている、こういうことであっていいのか。民間の経済活動といいながら、一定のやはり社会的なルールが必要ではないかと思うわけであります。

また、吉佐美大浜海水浴場についてもお尋ねをしたいと思えます。

舞磯浜のプライベートビーチ化の現状について申し上げたいと思えます。パラソル付きのテーブルを常時7本余り、その舞磯浜に設置をし、椅子やベッドを4個配置しています。また、浜地にキャンプ禁止、バーベキュー禁止の看板を10本以上されてある、こういう状態になっております。しかも、その宿泊料とパラソルの使用料を含めて料金設定をし、お客さんへの宣伝をしているということでもあります。これは、浜地を無断で占用し、浜地内で営業していることで下田市海水浴場に関する条例に明らかに違反をしていると、私は思うものであります。

また、厩相海水浴場は条例で海水浴場と指定されておりますが、開設されておられません。したがって、この厩相海水浴場にてキャンプやバーベキューがやられている現状であります。また、トンネルを出ました道路の路肩に10台を超す車が駐車をしているという現状で、ごみ

の散乱場所ともなっております。管理する体制が必要と思われませんが、どのような検討をしていくべきかお尋ねをしたいと思います。

次に、下田海水浴場に関する条例施行規則第2条、施設等の規定、これによりますと、管理事務所、救護所、案内所を含む監視棟、放送施設、給水施設、公衆便所等、救急浮き輪、ロープ、その他適当な救助用具とされています。そういうものを整えなさいという規定となっているわけであります。

吉佐美大浜海水浴場のトイレは、吉佐美区が設置した単独浄化槽のトイレであります。また、総合グラウンドのトイレを兼用している状態であろうかと思えます。

入田浜海水浴場では、浜の奥に毎年簡易トイレを設置しておりますが、海水浴場としての施設整備が必要ではないのか、そのように私は思うわけであります。この点について見解をお尋ねをしたいと思います。

また、下田市海水浴場に関する条例の実施上の問題点と課題についてお尋ねいたします。

第4条で市の責任を定め、第6条で禁止行為を定め、第11条で市長は海水浴場の管理の一部を公共的団体に委託することができるとして、夏期海岸対策協議会の各支部、いわゆる各区に委託して今日管理をしていると思えます。

第7条には中止の指示、市長は職員をして当該物品を海水浴場から撤去させるものと定めております。警察や海上保安庁とも協力し、それなりの人員を確保し実施すべきものと私は考えます。かつて、この第7条を使って取り締まりの実施をしたことがあるのか、そして、実施の取り締まりをしていこうという姿勢を市長がお持ちになっておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

また、違反している業者には直接違反している事実を知らしめること、また、公表することなど条例の改正が必要ではないかと思えます。健全で安全な海水浴場づくりは、下田市のまちづくりにとって大変重要なポイントではないかと思うわけであります。一段の努力と市長の決意が必要かと思えます。市長の所見を伺いたいと思えます。

次に、集中豪雨対策についてお尋ねをいたします。

今年の集中豪雨によります被害は、7月18日の西伊豆町での豪雨、また28日の山口、島根、新島、新潟や山形、秋田、岩手、北海道など全国にまさに及んでいようかと思えます。また、9月2日は埼玉県越谷市や千葉県野田市に多数の死傷者と建物倒壊などを引き起こしました竜巻も発生をしたところがございます。

そこで、台風シーズンを迎え、下田市の風水害対策、中でも集中豪雨対策についてお尋ね

をしたいと思います。

下田市地域防災計画の6ページには、過去において水害は稲生沢川などの主要河川が直接原因となって起きる場合が多かったが、最近ではむしろ主要河川の治水対策の進みに比べ、比較的対策がおこなわれている中小河川に水害が発生する事例が多くなってきている。平成3年9月10日には、局地的豪雨によって落合地区で死者4名を出す災害が発生した。このときの降雨量は総雨量392ミリで、最大時間雨量90ミリを記録した。そして、8月から9月にかけては台風の接近または上陸により、暴風雨、豪雨による災害が予想される。この3項目では、土石流、地滑り、崖崩れについて指摘をしております。

当市の地勢は三方を山に囲まれており、そのため急傾斜地の下に集落が点在をしている。急傾斜地崩壊危険区域の指定があり、豪雨時、地震時には相当の被害が予測されると指摘をされているところであります。そこでお尋ねをいたします。

下田市内の土砂災害発生予想区域図、昭和59年に作成し、63年7月に修正されております下田土木事務所企画検査課作成のマップが各家庭に配布されていようかと思いますが、この地図に従って防災点検はどのようになされているのかお尋ねをしたいと思います。念のために地図を持ってまいりましたが、このような地図が各家庭に平成3年当時配布がされていると思います。

この地図にはそれぞれの住んでいるところの危険箇所が色塗りがされて、表示がされているところであります。急傾斜地も対策工事が既に済んでいるところも何か所かあるかと思っています。裏は平成3年当時の落合の集中豪雨の実態がカラー刷りで表示がされている、そういう資料でございます。

○議長（土屋 忍君） 5分前です。

○7番（沢登英信君） そこで、落石防止や防災工事等の対策が進んでいるのでしょうか。また雨期によると必ず浸水する道路や地区の対策はどのようになっているのでしょうか。特に、西中や吉佐美の神社前の溢水等対策が必要かと思っています。

7月18日の西伊豆地区での集中豪雨の教訓についても、お尋ねをしたいと思います。局所での集中豪雨では、平成3年9月のその落合のときも、役所本部においてはどのような被害が起こっているという事態がなかなか把握できない、そういう状態ではなかったかと思うわけであり。また、赤間白浜線や一沢裏畑線等につきましても、落石や地ずれがするというような状況があるかと思いますが、市道の管理がどういふぐあいに進められているのかお尋ねをしたいと思います。

特に、集中豪雨によりますこの被害は、下大沢や大沢の被害状況を見ましても、局所的に1件とか2件あるいは3件ぐらいと大変多くの家屋に被害が至らずというよりも、局所的に少ない家屋に大変な被害をもたらすという傾向があるかと思えます。

したがいまして、災害支援、復興支援についても、災害見舞金や弔慰金あるいは復興貸付金など新たな制度を設けていく必要があるのではないかと思うわけであります。他市と比べまして、下田市のこの現状がどのようになっているのかお尋ねをしたいと思います。

また、8月26日から27日にかけて、朝日区吉佐美小学校で行われました避難訓練についてお尋ねをしたいと思います。その成果や結果はどのようなのでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 3分前です。

○7番（沢登英信君） 静岡県は6月27日、第4次の被害想定第1次報告を発表いたしました。25年9月駿河湾南海トラフ沿いに発生する地震と相模トラフ沿いで発生する地震、その2つの震源地について記載をし、アクションプログラム2013というのを発表しております。これを受けまして、下田市でもアクションプログラムをつくっているようでありますが、平成25年から34年までの10年間で県は吉佐美海岸、下田港海岸、防潮堤であるとか、これによって津波を、人的被害を8割にしたいとっておりますが、具体的に下田港海岸、あるいは吉佐美港海岸とはどこを指しているのか、どのような防潮堤をつくらうとしているのか。そして、稲生沢川と大賀茂川には水門を設けるとしているようでありますが、どのような事態をイメージすればいいのか、そのことによって津波が確かに防げるのかどうなのか、むしろその集中豪雨によります山からの、内からの水を溢水させてしまうというような結果になりはしないかというよう心配もせざるを得ないと思うわけでありますが、この地震、津波、特に津波対策とのアクションプログラムと集中豪雨によります被害を避けるという整合性について、どのように検討がされるのかお尋ねをしたいと思います。

以上で趣旨説明を、質問を終わらせていただきます。

○議長（土屋 忍君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、沢登議員のご質問にお答えをいたします。

まず、下田メディカルセンターの充実についてというご質問であります。この中の地域医療全体の向上のために下田メディカルセンターが目指すべきものについてのご質問であります。議員ご指摘のように、下田賀茂地域の唯一の公立病院でありまして、第2次救急に対応した中核病院の役割と機能を担うべきものと考えております。

指定管理者であります静岡メディカルアライアンスにおきましては、地理的な不便さ、人口減少化、経済不況下のこの地域の不利な状況におきまして鋭意ご努力いただき、安心の医療環境、安定な病院経営を提供していただいていると感謝しております。

とは言いましても、全国的な厳しい医療環境でありますので、不備、不足がないわけではありません。これらに関しましては、利用者のご意見、ご要望をしっかりと受けとめることはもとより、管理者、副管理者、運営会議、病院議会等の関係、連携を強化していくこと、地域の医療機関との連携を強化していくことによりまして、指定管理者のご努力により改善されていくものと期待をしております。

経営方針にかかわることに対しましては、回答を控えさせていただきたいと考えますが、医薬品の院内処方につきましては、夜間や休日の急患にも対応しやすいなどの利点があり、採用しているとのことであります。入院セットにつきましては、指定管理者が実績のある業者を選定、導入しているものであります。寝具類洗濯も医療関連サービスとして、一般財団法人医療関連サービス振興会が認定しています医療関連サービスマークを取得した事業所に委託しているものであります。

ご参考までに平成24年度の手術の実施件数を申し上げますと356件でありまして、そのうち外科における胃がん、大腸がん手術が15件行われております。中心となる執刀医も平成24年10月からの赴任でありますので、今後これらの実例も増やし、地域完結の医療を提供できるものと期待しております。

また、地域の医療機関との連携としましては、平成24年度に他の医療機関から患者の紹介を受けました件数が1,562件ございました。また、下田メディカルセンターの検査機器をご利用いただきました検査共同利用件数が116件ありました。このような地域連携をさらに進めていくことが必要と考えております。

続きまして、開院当初より一般病床、急性期101床、感染病床4床でありましたが、10月1日より一般病床回復期リハビリテーション49床とし、154床フルオープンとなりました。回復期病床の必要は、利用者より強い要望があるとのことから医療環境の充実につながるものと認識します。療養型とは区別されるものでありますので、俗に言います老人病院化とは異質なものであります。まだその方向に行くものではありません。

病院内で患者さんの約4割の方がリハビリを必要としている現状がありますので、入院し急性期を脱した患者さんでリハビリを必要としている患者さんに利用していただくことを基本的に考えているわけですが、当然他の医療機関との連携も取り合って地域医療を支えてい

ますので、患者の紹介があった場合には、それに応えることも必要となります。また、脳卒中などの命にかかわる病状を順天堂静岡病院等で治療をされた後にリハビリ期間が必要となっても、賀茂圏域においては、それを受け入れる病床が不足しているのが現状でありますので、なぜ下田メディカルセンターで診てくれないのかとの意見を受けたこともあるとのことであります。

回復期病床の利用につきましては、必要に応じその2割は急性期への利用が可能であるとのルールでありますので、状況に応じ、そのような利用ができると考えます。医療スタッフに関しましては、回復期病床増床の申請に伴います必要な増員により県からの使用許可を得ているところであります。

続きまして、静岡メディカルセンターの財政状況と伊豆医療圏内の病院との関係についてのご質問であります。財政状況につきましては、病院議会におきまして、問題はなしと報告されていますので、指定管理者としての安定経営が継続されるものと期待をするものであります。

賀茂地域における医療環境の整備に関しましては、静岡県健康福祉部賀茂健康福祉センター地域医療課が所管します賀茂地域医療協議会において検討されております。議員ご指摘のように、公立病院として第2次救急病院と地域医療体制の中核を担っていただくよう期待し、構成の1市5町の共立体制として支援していくべきと考えております。

夜間救急センターが設置されますと、第1次救急の提供がスムーズになりますので、必要な支援は認識しております。賀茂医師会と連携し、安心できる体制の構築を図っていきたいと考えております。現行は在宅通知制をとっており、下田メディカルセンターも初期救急にも対応しております。

産科につきましては、賀茂管内の出生数、平成23年度では380人ですが、のうち、管内で出産する割合はほぼ6割となっております。現行ご指摘のように、一医院で十分対応が可能と判断をしているところであります。それに必要な支援は十分に適切に行っていきたいというふうに思います。また、伊豆東部総合病院におきまして、新病院開設に当たりまして、将来的には産婦人科の設置も検討するとの見通しも出されましたので、医療連携として進捗を見守っていきたいと考えております。

続きまして、旧湊病院の跡地利用につきましては、病院自体におきまして、不動産鑑定業務の補正予算が提示されましたが、土地利用に関しましては、具体的なものはないと聞いております。

健全で安心な海水浴場の整備運営についてのご質問にお答えをいたします。

まず、白浜海水浴場の課題と現状についてであります。議員ご指摘のように、下田市の経済にとりまして、観光は主要であり、その中で夏の海水浴客は大きな位置を占めております。隆盛を極めた過去の数字からは小さくはなっておりますが、現在でも夏の海水浴客に依存する状態です。

下田市の観光活性におきまして、海水浴客の増加は必要でありますし、その方策として、海水浴場の健全かつ有効、そして自然や景観を大切にしたい楽しさの演出が必要であると考えております。

海水浴場を観光施設と位置づけたしっかりとした管理運営が必要であると考えます。白浜における不法営業や、改善の必要な多くの課題があることが承知しております。その対応の一つとして、世界一の海づくりプロジェクトとして検討され企画が進みつつありますので、詳細につきましては、後ほど担当課で説明をさせていただきます。

吉佐美大浜海水浴場につきましては、舞磯浜の違法占有並びに垂相浜のキャンプ、バーベキュー、駐車場問題と、白浜とはまた異なった問題があることに對しましては、現場も見ましたし、区長さんからの要望もいただきましたので承知しております。解決すべき問題と考えております。

詳細につきましては、担当課より説明をいたします。

海水浴場の公衆トイレにつきましては、担当課より説明をさせていただきます。

次に、下田市海水浴場に関する条例の実施上の問題点と課題についてのご質問ですが、条例として抑止力を持っていることは認めるところでありますが、実効性には難題のある状況もあります。私もパトロールに参加をし、地元区長さん等とお話をした中、地元の実情や見解、警察の展開等と検討しますと、条例や市職員だけでは対応し切れない状況でもあります。どのように対応力、方針をとっていったらいいのかということで、先日、鎌倉から逗子にかけての実情を見聞きしてきました。視察先におきましては、大勢の海水浴客でにぎわい、その経済波及効果を最大限に生かす努力をしております。また、年間を通じて海を楽しむことのできる浜地の整備など大変参考になりました。

海を楽しもうと訪れる市民や観光客の欲求を満たし、満足度を上げようとさまざまな努力をしております。有料化により地域経済を潤うことも視野に入れた取り組みもしております。

下田市には、それぞれ特色のある大小9カ所の海水浴場が毎年開設されており、各浜の課題や問題点も異なり、それぞれの事情に合った管理運営体制が必要であると考えます。また、

白浜大浜海水浴場に関しましては、海の家を設置や海浜の整備とあわせて、関係機関の協力を仰ぎ規制を強めるという手法が現実的ではないかと考えております。まずは、そのような視点に立ちまして、地元との協議を本年度から始めたいと考えております。

下田市観光まちづくり推進計画におけます世界一の海づくりプロジェクトを実施する上で、白浜大浜海水浴場の問題は、解決しなければならない大きな課題として捉えております。その実現に向けまして、議員の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いをいたします。

詳細につきましては、後ほど担当課より説明をさせていただきます。

続きまして、集中豪雨対策についてのご質問、ご指摘の各事項につきましては、担当課より説明をさせていただきます。

私からは以上であります。

○議長（土屋 忍君） 観光交流課長。

○観光交流課長（稲葉一三雄君） それでは、白浜海水浴場の現状と課題についての不法営業の実態でございますが、市で把握しておりますのは、現在浜地内にパラソル、ベッドを置いておるものが4団体、多いときには13カ所に設置しておりました。また、ほかにバナナボート1件及びデリバリーによる営業行為等を確認しております。

対策といたしまして、海水浴場開設の初日に各店舗のほうに海水浴場の営業行為禁止のチラシの配布ですとか禁止事項の注意喚起、それらを警察や支部とともに実施しております。また、警察の協力も求めながら、支部と市職員で注意喚起のパトロール、それらを実施しておるのが実情でございます。

続きまして、ごみ処理の問題ですけれども、ごみ処理につきましては、地元支部のほうで収集業務ほかクリーン作戦等を実施しております。しかしながら、入り込みの多い浜につきましては、海水浴客のマナーの問題もありますので、そのマナーについての啓蒙活動、それらも実施していくことも視野に入れて、いい方向に検討してまいりたいと考えております。

なお、海水浴場内の喫煙につきましては、神奈川県方面の海水浴場では既に禁煙ということを実施しております。喫煙場を設けるなどの対策を講じておりますけれども、浜地で自由に喫煙ができるという状況がいいのかも含めまして、次年度に向けて各支部と検討をしていきたいと考えております。それぞれの浜の実情もありますので、全て同一ということはないと思いますが、支部長たちと相談してその辺も検討してまいります。

あと白浜の国道横断による交通安全対策でございますが、本年度は特に事故や苦情などは観光課のほうには寄せられておりません。下田警察署や臨時派出所の協力を得て、夏期間

における事件、事故の未然防止に努めているところでございます。

サービス体制の充実、十分であるかというご質問でございますが、白浜大浜海水浴場には40万人以上の海水浴客が本年も訪れております。これは県内でも一番入り込みが多い場所になります。

それらの実情を勘案しますと、今の状況が来遊客の需要を十分満たしているという状況はありませんので、駐車料金の問題も含めまして、同様な海岸を有する他市町の事例等を参考にしつつ各支部、原田支部とも対応手法等を協議して改善に向けて努めてまいりたいと考えております。

次に、吉佐美大浜海水浴場につきまして、舞磯浜の件でございますが、こちらは議員ご指摘のとおり、海水浴場内に設備等を常設することは違反行為となります。したがって、明らかな違反行為というふうにこちらでも認識しております。本年度はそのような通報を受けまして、設置者へ注意し、またチラシの配付により指導に努めたところでございます。来年度につきましては、本年の反省を踏まえ、海水浴場開設前に海水浴場内へのそういった施設の常設の禁止及び営業禁止のチラシを配布して徹底した対策を講じてまいります。

次に、違法キャンプにつきましてですが、違法キャンプにつきましては、県条例により6月1日から9月30日まで、これはキャンプ禁止となっております。対策といたしまして、キャンプ禁止を所管しております生涯学習課職員と観光交流課職員が、パトロール時や支部の通報に基づきまして現場に赴き、その排除に努めているところでございます。おおむねキャンプにつきましては、いつときの悪いときから改善しつつあると認識しております。

議員ご指摘の垂相浜の海水浴場につきましては、海水浴場としての条例には載っておりますけれども、今年も開設はされていません。しかしながら、そちらもキャンプ禁止箇所となっております。今年度は支部より垂相浜にてバーベキュー、キャンプ、それらが行われている現状があるため、その対応策として市道の路肩へのバリケード設置等の要望がございました。来年度につきましては、夏期対策を推進する上で、観光交流課といたしまして、支部の要望事項が必要であると、本年度の状況を見て思っておりますので、来年度は下田市夏期海岸対策協議会の本部のほうで、海水浴シーズン前に道路管理者及び吉佐美支部と協議して必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

続きまして、トイレ整備の件でございますが、トイレ整備に関しましては、現存するトイレの維持、改修等を優先的に実施しているのが現状でございます。新設を要望される場合は、支部要望に基づき検討してまいりたいと考えております。場所とか土地の所有者の件、さま

ざまなことがありますので、具体的な事例として支部要望をいただければ支部とともに検討してまいる所存ですので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、下田市海水浴場に関する条例の実施上の問題点と課題についてお答え申し上げます。

現状ですけれども、条例の第7条に中止の指示というのがございますが、そちらを実施した経過ですが、中止の指示については実施しておりますし、実施した経過がございます。ただ本条例の規定に基づきまして、撤去までには至っていないのがほとんどでございます。

条例設置時の施行直後につきましては、注意したときに持ち主が不明だというようなことがあった場合には、臨時派出所に届けたというような事例があります。また、条例施行前におきましても、注意して持ち主が見つからなかった場合に限り、遺失物として警察に届けたということもあったということは聞いております。

他機関との協力体制でございますが、パトロールの際に警察も同行しております。しかしながら、条例規定上は職員をして注意、撤去と規定してありますので、常時職員を配置する体制を組まなければならない。ただ現体制ではその状況をつくるのは困難ということは認識しております。ただ白浜の大浜に関しましては、パトロール人員を決めて支部との状況で毎朝パトロールに行くとか、通報に基づいて行くとか、そういった対応はしておりますが、なかなか常時そういう体制をとるとするのは難しい状況でございます。

次に、違反者への告知や公開を前提とした条例改正が必要とのご指摘でございますが、条例改正により効果が得られるかといった疑問もございます。それは現状、条例にはあるけれども、それが撤去できていないという現状がございますので、その辺の現状もしっかり分析して抜本的な解決を図るための手法を検討していきたいと考えております。その上で条例改正のことも視野に置きまして、今後検討してまいりたいと考えております。

先ほども市長の答弁にもございましたが、今年も神奈川のほうに視察に行ったわけですが、今の市条例につきましては、やらせない、禁止するということが中心になっております。ただ白浜の大浜海水浴場に関しましては、40万人からのお客さんがみえる中、浜地の中に休憩施設もなければ、何のサービスするような施設もないという状況でございますので、その辺のことももう少し検討しながら、支部のほうとも協議して、海の家開設、そういったことも視野に置きながら、今後そういったきっかけを持ってそういったものを排除するというようなことを、少し時間がかかりますけれども、基本的には抜本的な対策を講じないとなかなか難しいというふうに担当課のほうでは認識しております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） 市民課のほうからは、西伊豆の集中豪雨災害の教訓についてのお尋ねでございますので、ご答弁させていただきます。

西伊豆町の集中豪雨災害を含めまして、全国各地でこのところ集中豪雨並びに台風等に伴い土砂災害が発生をし、多くの被害が生じている中、住民の迅速、円滑な避難を実施するためには、やはり情報の収集及び伝達のための連絡体制強化が重要ではないかと感じております。

情報の収集体制につきましては、西伊豆町の土砂災害においては、西伊豆町にお聞きしたところ、局地での短時間豪雨、いわゆるゲリラ豪雨でございまして、夜中の3時から4時台による災害でありまして、警戒本部体制を立ち上げたときには雨はほとんどやんでいたようです。明け方から通行どめの箇所収集、被災家屋調査等、全職員を招集して対応されたと聞いております。翌日にはボランティア体制の受け入れをしたとのことでありました。

町の災害対策本部としては、ボランティアの受け入れは初めてであったが、県の社会福祉協議会を初め、ボランティアの方の中には、東日本大震災を初め多くの現場を経験された方がおり、ボランティア活動については、町のほうはお任せの状態でしたとも聞いております。地元のボランティアも参加しており、混乱なく作業が進められたと聞いております。

教訓としては、直ちに社会福祉協議会等に受付窓口を設置し、一般ボランティアの受け入れ態勢の確保を図るとともに、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、日頃の訓練と体制整備が重要であると感じております。そして、何よりも人的な被害がなかったことは、田子地区あるいは安良里地区を初めとする各自治会等の日頃の防災意識が非常に高く、早期に安全確保がされたことは、今後の自主防災会の訓練等に参考にしたいと考えております。

次に、アクションプログラムのご質問がございまして、どのように検討されていくのかというご質問でございます。

今、今年度取り組みます下田市のアクションプログラム2013につきましては、ご承知のとおり、県の第4次地震被害想定を踏まえ、人命を守ることを重視し、地震、津波対策をハード、ソフトの両面から被害をできる限り軽減するため、建物被害への対応、火災、崖崩れ等の広範な地震対策の主要な行動目標などを策定するものでございます。

県のアクションプログラムのほうのメインの策定の柱でございますが、静岡県のアクショ

ンプログラム2013、これにつきましては、防潮堤等津波防御施設の整備を進め、計画期間の10年間でレベル1の津波による人的被害を8割減少させることを目指しますということでございまして、平成25年度から平成34年度までの10年間の目標を掲げるものでございまして、その中では海岸の津波対策施設整備箇所、河川の津波対策施設整備箇所がアクションプログラムの中では示されておりました、県管理の場所では吉佐美海岸、下田港海岸、市管理では吉佐美漁港海岸、田牛漁港海岸、河川関係においては、県管理では稲生沢川、大賀茂川に水門設置などが公表されたところでございます。

これを受けまして、これから作業を進めていくところでございますが、県の6月の議会でこのアクションプログラムのための補正予算が1億円盛り込まれておりました、この中で市町村のアクションプログラムに対する調整コンサルタント、いわゆるその派遣費用が1億円ということで予算が可決されておりますので、これらのコンサルタントのほうと今後内容等についても意見交換をしながら、実際には支援対策を受けながら、施設整備等についても、庁内各課で関係する調整を図りながら、アクションプログラムの策定に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。

ここで10分間休憩します。

午前10時59分休憩

午前11時 9分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（長友勝範君） それでは、下田市内の土砂災害について答弁させていただきます。

現在、平成24年度までに市内では546カ所、土砂災害の危険箇所が指定されております。これらの箇所を安全にするための対策工事を行いますと、膨大な時間、また費用が発生するため、土砂災害防止法においては、住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、避難体制等の整備などによりソフト対策を推進しようとするものです。

そこで、県が主体となりまして、546カ所の指定に伴いまして、指定をする際に住民説明

会等を開催し、危険の周知を図っております。これによりまして、土砂災害の特別警報が出た場合、避難をしていただくような体制をとることとなっております。また、急傾斜地につきましては、市と県、合同で6月にパトロールを実施しております。

次に、赤間白浜線、一沢裏畑線について落石防止や防災工事の対策はどうなっているかということですが、現在山間部を通る市道については、災害防除等の対策が十分行われている状況にはありません。

赤間白浜線につきましては、平成26年度におきまして、赤間白浜線外6路線につきましのり面の点検作業を実施します。それに基づきまして計画を検討していきたいと思っております。

続きまして、一沢裏畑線につきましては、来年度のり面点検等を行いませんが、維持費について少しずつ安全、危険箇所の修繕を実施している状況です。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） 私のほうからは、復興支援について災害見舞金、弔慰金、復興貸し付けの関係について、制度はあるか、あれば内容はどのようなものかということでお答えをさせていただきます。

当市におきましては、下田市災害弔慰金の支給に関する条例、また下田市災害見舞金支給要綱、下田市災害復興資金貸付条例というものの規定されておきまして、制度等は動いてございます。

まず、下田市災害弔慰金の支給に関する条例につきましてですが、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づきまして、災害弔慰金また災害障害見舞金、災害援護資金貸し付けの内容についてを条例化しているものでございます。

まず、災害弔慰金につきましては、この支給の前提となるものが、災害弔慰金の支給等に関する法律に規定された自然災害ということで、この災害によりまして亡くなられた市民の遺族の方に対しまして、災害弔慰金を支給するというものでございます。災害弔慰金の額につきましては、災害により亡くなられた方が、主として生計を維持していた場合については500万円、その他の方につきましては250万円を支給するというものでございます。

また、災害により負傷、または疾病にかかり、治ったときに重度の障害がある場合につきましては、災害障害見舞金というものが支給されることになっております。これは障害者1人に当たりまして、災害見舞金の額は、先ほど申し上げたように生計を維持した場合にあって、その世帯の生計を維持している主の方の場合につきましては250万円、その他の方につ

きましては125万円というものが支給される制度でございます。

また、災害援護資金の貸し付けというものもございます。災害によりまして、被害を受けた世帯主に対しまして、生活の立て直しに資するための資金の貸し付けを行うというものでございます。災害援護資金の一災害における貸し付け限度額につきましては、世帯の被害の種類によりますが、150万円から約350万円というもので償還期間を10年、据え置き期間3年、また利率につきましては年3%という制度になってございます。

そのほかには下田市災害復興資金貸し付けにつきましては、下田市災害弔慰金の支給に関する条例の適用を受けない災害により被害を受けた方に対しての貸付制度というものでございます。これは災害被災者である世帯主に対しまして、生活の立て直しに資するために災害復興資金というものの貸し付けを行うというもので、大体内容につきましては、災害援護資金と同等なものの内容になってございます。

その制度とは別に、下田市内におきまして、火災等風水害で発生したものに対しまして災害見舞金というものを支給させていただいております。これにつきましては、住宅の全壊等3万円を含めまして、その災害によりまして死亡した方については10万円というもので5項目ほど決めて支給をさせていただいております。

近隣の市町村の状況でございますが、最初に申し上げました災害弔慰金等の関係につきましては、国の法律で定められたものを条例化されたものでございますので、各市町村同額で制度が行われております。

また、市町村単独で行う市内に発生した火災等の見舞金につきましてはですが、これは死亡された方については、伊東市におきまして20万円、熱海市におきまして30万円、南伊豆町と河津町におきましては、下田市と同じく10万円、東伊豆につきましてはちょっと金額が高くて100万円という数字が出ておりますが、一応この辺の状況になっておるということで説明させていただきます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 私からは、8月26日、27日に朝日小学校で行われました避難訓練、そちらについての成果に関しましてお答えさせていただきます。

本年8月26日月曜日、それから27日火曜日の2日間にかけて、朝日小学校におきまして下田市防災キャンプという事業を開催させていただいたものでございます。初日の26日には、沢登議員の地元住民といたしまして、防災キャンプにご参加いただきましてありがとう

ございました。

この事業につきましては、文科省の防災キャンプ推進事業の委託を受けて実施したものであります。昨年度につきましては、賀茂危機管理局が実施主体となりまして、下田小学校を会場に実施いたしましたものでございますけれども、今年度は市が実施主体ということで朝日小学校を主会場に朝日小学校の児童、教員を中心といたしまして、地元自主防災組織、自衛隊、賀茂危機管理局等の関係機関、さらには児童の保護者の協力も得ながら、約110名の参加をいただいて実施したものでございます。ちなみに、朝日小学校の児童につきましては、五、六年生47人のうち、38人参加をしてもらったものでございます。朝日小学校につきましては、海拔が4メートルというようなこともありまして、月に1回程度、学校裏に位置する多景山の避難訓練、また地域や関係機関と連携した防災局を推進するというところで、児童につきましては、自分の命を自分で守ろうとする意識が高まってきておりまして、また保護者の皆さん、地域住民の皆さんも防災に対する意識の高い地域となっているところでございます。

建物のない多景山の避難後の生活に不安を抱えているというような児童、保護者も多いということでございますので、この防災キャンプを通じまして、発災後の避難所生活を想定した具体的な体験を行うことにより、非常時の対応、また心構えについての知識、理解を深めるとともに、自分の命は自分で守るための実践力と積極的に防災学習を推進しようとする心を育成することを目的に実施したものでございます。

今回の防災キャンプでは、通常が多景山への避難訓練を行っているものでございますけれども、夜間に行うということにいたしまして、そこで簡易テントの設営訓練を行った、ということによりまして、児童にとりましては通常とは違う貴重な体験となったようでございます。また、賀茂危機管理局を講師として行った液状化現象の実験等の、通常の学習では経験できないような実験に大変興味を示したということでございます。

また、避難所運営ゲーム、それからクロスロード。クロスロードと申しますのは、わかりにくさというような意味合いがございまして、重要な決断、判断のしどころというようなことを意味するものでございます。そういったものを利用した防災学習でございますけれども、発災時に自分がどのようにかかわっていくか、また自分がどのように行動すべきか、児童や保護者が真剣に問題に取り組んでいたものでございます。

さらに、停電、断水中の避難所生活を想定しまして、照明も使用しない体育館での宿泊体験、こちらにつきましては、自分でダンボールで仕切りをつくりまして毛布を使用する。また、限られた水を使用しての歯磨きや洗顔、水についても500ミリのペットボトルを丸1日

7本分ですか、それを使って生活をすると。また、朝食につきましては、白米と塩のみというようなことで、不自由な生活を身をもって体験することで、そういった災害を身近に体験し防災に関する意識がさらに高まったと、児童の多くが感想を述べていたところでございます。

通常の訓練に加えまして、前年度また今回の防災キャンプの実施によりまして、学校、地域の連携体制がさらに深まったものです。また、子供たちも地域の一員として自覚と責任を持って行動してくれたようでございますので、当市の防災教育に非常に大きな成果が上がっているものと確信しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 答弁漏れはございますか。

○7番（沢登英信君） 稲生沢川と大賀茂川に水門をつくるとか、あるいは田牛港、下田港、それから吉佐美海岸、あるいは吉佐美港について、今からさらに4メートルから5メートルのかさ上げする、15メートル程度の津波が来ても対応できる防災をするんだ、堤防をつくるんだということがアクションプログラムに出ているけれども、具体的にはどういうことをイメージしたらいいのか、下田港につくるといっても、下田港のどこのどういうところに水門ができると想定したらいいのかという、こういう質問の答弁をしていただきたいということです。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） アクションプログラムによる稲生沢川と大賀茂川の水門の件ですが、事業主体は県となります。実施に当たりましては、景観や住環境等の問題がありまして、住民の合意が必要となると考えております。

そこで、県では本年度現地調査、それから事業の検討等を行いまして、次年度以降に地元の皆様へ説明していくということになっております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） ご質問の吉佐美、田牛海岸等の件についてでございますが、これは産業振興課のほうの関係になります。県のアクションプログラムの中でレベル1の津波に対する防潮堤等や海岸施設のかさ上げ、これがハード整備になりますけれども、こういったものが項目に入っております。具体的に吉佐美海岸と申しますのは、多々戸、入田、田牛は田牛海水浴場に使われている田牛の海岸でございます。これが候補となっているという

ことで3カ所の海岸ということになります。

県の第4次の被害想定によりますと、この3海岸での津波高に対応するには約9.5メートルということで想定されているんですけども、これには現在の田牛には今、防潮堤もございますけれども、3カ所とも平均四、五メートルの防潮堤のかさ上げが必要となります、あるいは新設ということで、そういったこととなります。そうなりますと景観や住居、住むための環境の変化といいますか、非常に大きな影響を与えられるとっておりますので、今年度、建設課と同様ですけども、これは市のほうで県の補助を受けながら、本年度調査を行いまして具体的な図面や説明資料をつくらせていただきます。

そして、来年度以降はやはり地元への説明をさせていただく。それによって、どういうふうにするかという、これがこうしますよと、四、五メートル上げますよということで、これが決定ということには当然ならないと思いますので、その資料として来年度以降、地元への説明をしていくと、そういうことが具体的な施策ということでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 答弁漏れのほうはほかにございますか。

○7番（沢登英信君） あとは、毎回この溢水する箇所がありますよね。吉佐美の八幡神社の前だとか、あるいは中村のガード下であるとか、あるいは四丁目の森議員の近所だとか、そこから辺の対策と現状はどうなっているか。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 吉佐美の冠水する場所についてであります。吉佐美ほか西中の件等の冠水する場所ではありますが、これらの場所は、本川の水位状況によりまして支川側からの水が流れないために内水氾濫という状況になっております。

今回、西中国道414号線につきましては、県が現在道路改良工事を行いまして、あわせて排水路の整備も行っております。しかしながら、流末までの一連の改良となっておりますので、改善は若干されると思いますが、抜本的な解決には至ってはいないと考えております。

また、吉佐美の八幡神社前につきましては、先ほど申しましたように、内水氾濫という状況が起こっておりますため、本線大賀茂川に流れ出すだけの、大賀茂川が水位が上昇しますと、支川の側が流れ出すことができない、そのような状況になっておりまして、これは八幡神社前の河川は汽水域でもありまして潮の影響も受けます。現在抜本的な解決方法がないような状況になっています。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） まず、メディカルセンターの充実について再質問をいたしたいと思えます。

指定管理者として約束してきたことについては、やはりきっちりとその実施を求めていくという姿勢が必要であろうかと思えます。特に、医師の現状につきましては、内科、外科、小児科で常勤医師10人を確保するというを自ら指定管理者の申請書でうたい、病院当局もそれを定めているわけです。現状は8人から9人しかいない、こういう現状は1年以上たってもこういう状態でありますので、きっちりと10人の常勤医師を確保していただくように、ぜひとも交渉していただきたい。これは市長として、また管理者としての責任ではないかと思うわけであります。

指定管理者制度の静岡メディカルセンターのためにこの病院をつくったということではなくて、下田市民や賀茂地区に在住している住民の皆さんのための病院をつくったんだと、ここの調整が早急に求められているんだと思うんです。そういう面で、市長は十分の病院だという認識もあるようですが、私はやはりそういうことが理解できない、十分とはとても言えない現状が一方であるのではないかと思えますし、この病院がなくなると、より一層充実させていただきたいという、こういう姿勢に立って質問をさせていただいているわけであります。

そういう点からいきますと、回復期リハビリテーションはこの医師法等の規定からいきますと、看護師さんが15対1だと、ある場合には20対1でもいい、こういう規定になっているかと思えます。一般病床の場合は、看護師さんは10対1、10人の患者さんに対して最低1人の看護師さんをつけなさい。こういう規定になっているわけでありますので、回復期のリハビリテーション49床にするということは、大変そういう意味では医師や看護師の確保について緩やかな仕組みでもいいんですよと、こういうことになろうかと思うわけです。

しかし、一方で回復期のリハビリテーションの病棟がないというのも現状でございますので、そうしてはいけないとは言い切れないわけでありますが、ぜひともリハビリ科という科はあるわけですので、特別な病床ではなく、一般病床にまた返していくというような展望をぜひとも持って進めていただきたいと、こう思うわけです。その点について、再度市長にお尋ねをしたい。

それから、この臼井医院、産科があるから十分だというような認識では、これ大変まずいのではないかと思うわけです。臼井医院がいつまでもそのまま続けられるかといいますと、

生身の医師が経営しているわけですので、やはり賀茂地区から産科医院がなくなってしまうというような最悪の事態は、前もって避けることができるような体制をぜひともつくっていただきたい。この点についてどうなのか、現状だけではなくて5年先、10年先を見越したこの体制というのも必要ではないかと思えます。

それから、跡地の利用につきましては、南伊豆町で購入するんだとか、いろいろなうわさも出ていようかと思えますが、やはりこの土地をどなたかに売ることではなくて、国から移譲を受けた土地でありますので、この地域に住んでいる人たちの必要な施設として利用をしていくと、こういうことが基本姿勢でなければならないのではないかと私は思うわけであります。

よくわからんけれども、鑑定だけをつけたんだよと、こういうご答弁であったかと思えますが、そういう市民の立場に立った跡地の利用というのをぜひとも検討していただきたいと思えますし、この議会にも、そういう問題提起を市長のほうからしていただいて、どういう利用をしたらいいのかをやはり議論できるような場所を設けるべきだと。その跡地の利用は単に病院組合だけの問題ではないと、僕はそう思うわけであります。その点について再度お尋ねをまずしたいと思えます。

それから、次に海水浴場の問題であります。条例を制定しました当時につきましては、私の先輩議員であります小林弘次議員等が議員提案をしてこの条例を制定したという経緯があって、一定の当時は取り締まりも具体的にしたけれども、現時点ではそういう取り締まりもしていないと、こういう報告であったかと思うわけであります。

ただ単に中止の指示があったけれども、具体的な撤去までには立ち至っていないと、悪質な業者に対しては、きっちりこれを撤去までするんだという、こういう市長の決意とその体制をつくっていくということが必要ではないかと思えます。三、四人の観光課や、あるいは課長さんのパトロールで済まして解決できるような課題でないということは、これ明らかであらうと思えますし、7月、8月の45日間を全てパトロールしろということでもなくとも、集中的な1週間、お客さんが一番多い1週間をきっちり体制を固めていく、こういうことが必要ではないかと思えます。

そして、例えば、鍋田の海水浴場の状態を考えますと、区に委託して、広岡区に委託するという、こういう現状の中では管理ができない状態を迎えているのではないかと思うわけです。白浜もかつては白浜区が経営することを放棄するといったらいいんでしょうか、そういう経過もあったわけでありますので、基本的には地元の区の方にも入っていただきながら、

それだけではない形で賄い切れない状態のところは、より一層公的団体というものの枠を広げてものを考えていく必要があるのではないか。ただ単に区に、地元区に頼むんだということではない考え方を、公的団体ということの内容をより一層詰めていく必要があるのではないかと思うわけです。そういう点においては、やはり海水浴条例の運用、あるいは内容の再点検をして不足の点を補っていくという姿勢が必要ではないかと思います。この点について、お尋ねをしたいと思うわけでありませう。

そういう点では、やはり40万人からの海水浴客のお客さんが白浜海水浴場に来ていただける、それにサービスが対応できる状態に果たしてなっているのかという点も大きな課題ではないかと思うわけです。

だから、そういう点も含めてぜひ議論をしていただいて、抜本的な対策をとっていただきたい。条例上でどうしても市の職員が管理、中止の指導等をせざるを得ないという条例にもなっているわけですが、県への要請やあるいは県条例の制定を求めていく、あるいは県警との協力体制をより一層広げていく。夏場の特別な体制をとって対応していくということなしには、この問題の解決は図れないんじゃないかと私は思いますが、どのような見解なのかお尋ねをしたいと思います。

最後に、集中豪雨対策の問題であります。アクションプログラムで下田稲生沢川沿いに水門をつくるんだということですが、イメージが湧かないんですね。どこにどんなものをつくるんだ。例えば、田子港には大きな堤防があって水門もあろうかと思いますがけれども、稲生沢川のどこにつくるのか、下田湾に堤防をつくるんだと、こう言っていますが、旧町の側につくるのか、あるいは腰越の側にありますが、そちら側に一定のものをつくるのか、あるいは吉佐美の多々戸の漁港の整備をして、そこに防波堤をつくるんだ、こういうことが書かれてあるわけですが、吉佐美の多々戸の下田湾沿いにはほとんど民家がない、そのまま崖になっている。どこにそんなものをつくる必要が、景観を壊すものをつくる必要があるのか。

大賀茂川につくるんだということですが、先ほどの八幡神社側の山からの水が出て行かない、こういう状態の中で大賀茂川のどこに水門をつくるんだ。水門をつくってより一層山からの水が出て、川に流れ出ていかないという事態も想定できるんじゃないか。何か卓上でつくった国土強靱化計画といいますか、県の予算を使うための計画なのか、本当に市民を守ろうという立場に立った計画なのかという大きな疑問を持たざるを得ないわけです。

具体的にどこをどうするのかということをお局としても把握していないのかもしれませんが、把握ができていない範囲でここにこういうものを、具体的には大浜に今、堤防があ

りますね。今年、津波等の避難のために大きな階段をつくっていただいて、避難ができるようにしていただいたわけですが、それをさらに4メートルか5メートル、さらにかさ上げするのか。あるいは液状化対策をするために、この堤防の下に鉄筋等を入れるんだと、矢板ぐいを入れるんだというようなことも言われているようではありますが、具体的にどのようなことをアクションプログラムとして想定し考えて入れるのか、お尋ねをしたいと。先ほどの答弁では大変わかりにくかったということでもあります。

もし、そういう具体的などころまで全く検討していないということで、字として書いたものだけですよということなのかどうなのか、お尋ねをしたいと思います。来年から説明に入るという状態の中で、それらのものがもちろん把握されていないというのであれば、それはそれでまた問題ではないかというふうに思うわけでもあります。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 3分前です。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、私からお答えをさせていただきます、補足、詳細につきましては、担当課より説明させていただくことにいたします。

まず、メディカルであります、ご指摘のように、常勤医師がという形で今9名ということで、10名になっていないというご指摘であります。確かにそういう数字であります、非常勤の医師が27名ということで、時間を上手に使いながら駆けつけていただいているところでありまして、従事者の換算の中で常勤換算というような計算があるようですが、それにしますと、常勤と非常勤の中で計算しますと10.7という計算になっているところで、そういう意味からすれば、常勤と言われている先生は9名であります、常勤換算という言い方をすれば10.7ということで、何とか10名を保持されているというふうに理解してもいいのかなと思います。

ただ常勤の医師が数多く、そしてきちんと各科に配置されることは望むところでございますので、私も構成市町の首長としまして、また管理者という役も携わっております、そういう立場でしっかりと指定管理者と検討をし、議員のおっしゃるようないい医療環境をつくり、この地域が医療過疎にならないような形で、しっかりとした関係性をつくりたいと思いますので、またよろしく願いをいたします。

それから、回復期に関しましては、先ほども述べましたが、必要に応じてつくられているところでありますし、これは先ほど言った療養型とは意味を異にするものがありまして、一

般病床としての利用としてされておりますので、急性期の治療を阻害するものではないというふうに理解しております。

また、産科につきましては、一病院で一生懸命させていただいております。確かに、その一病院というのは不安定な環境かもしれませんが、限られた人を対象にする科でありますし、また人口減少等、対象者が少なくなっている中で、その施設の営業ということもやはり我々側としては存続を考えれば、気にとめなければいけないところがありますので、対象の病院とは密に関係性をつくりまして、そちらを支援しながら、産科の次の病院というのが必要な状況が早くわかれば、その対応にいろいろ各構成市町で頑張っていきたいと思っております。

ただ先ほども言いましたが、東部総合病院のほうで、そのような用意というか、そういうものもあるというような発表もされましたので、またその辺のところの中でいろいろ期待することもできるのかなと思っております。

それから、跡地利用に関しましては、議員がおっしゃるように、今、組合の所有でありますので、まずは組合としてどのように利用できるかが最優先だというふうに思います。また、この場所は南伊豆町にありますので、利用するに当たって南伊豆町にプラスになるような、あるいは南伊豆町の土地利用や環境、あるいは産業に阻害をさせないような利用をしなければいけないというふうに思いますので、その辺は構成市町できちんとその地域にとってプラスになるような土地利用を考えていくことが必要だと思います。

ただ、先ほども言いましたが、今、具体的な土地利用に関して、民とか官とかそういうところから提案なり要望があるわけではありませぬので、またそのようなことになりましたら、必要な報告、あるいはご相談をかけたいというふうに思っております。

それから、白浜のほうのパトロールのほうの関係、あるいは各地区の浜の管理であります。確かに今、夏期海岸対策協議会の中で、それを所在する各区にお願いをしているところがあります。一生懸命保全のため、あるいは良質な海水浴場を運営するためにさせていただいておりますが、なかなか各区でいろいろな事情があつて、大変な思いをされているところがあるかと思っております。しかし、現状ではまずは各区にお願いをし、頼らないと運営できないところがあるかと思っております。その中で、例えばNPOだとか、そういういろいろなものの組織が上手に絡むことで、その運営が向上していけばというふうな期待感はしております。

先ほども言いましたが、鎌倉や逗子のほうでは海の家の出店者組合というのが、もう明治のころからつくられて、延々とその人たちの上手な管理の上で成り立っているというようなこともありますけれども、まだ下田にはそのような状況がありませんので、今後そういう組

織のつくり方も検討したいというふうに思います。

それから、最後に水門でありますけれども、これは県のほうはレベル1の津波に対しましてハードできちんと対応したいということで、下田市の危険性をよかれと思って提案されているというふうに理解しております。ですから、県のほうも地元とのしっかりとした協議、しっかりとした相談の中で、必要であるということの中でつくっていききたいというふうな考えを表明しておりますので、県として強権発動をして地元の意思を無視してつくるというようなことは一切言っておりませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

あとイメージとしましては、先ほど言ったレベル1の津波をとめようということですので、絵とか、そういうものが一切提示はされていませんので、単なるお互いのイメージづくりでしかありませんけれども、下田のまちに津波が来ないようにするためにというふうになれば、単純に考えれば、港の入り口、今、武ガ浜とちょうど保安部の手前ぐらいにありますね。ああいうところに水門をつくって、そして水門だけでは脇から入ってきたら意味ないということになれば、ある程度のところへ防潮堤をかけていくというような絵になるかと思えますし、吉佐美の大賀茂川もどの辺かわかりませんが、そこに水門をつくり脇から入らないような形で防潮堤をつくって行って吉佐美地区への浸水をとめようというような考えだと思います。

ただ、これに関しましては、先ほど説明がありましたように、しっかりとした調査と研究と、そういうものをして、そういう中で地元説明もし、そして地元として必要なのか、地元としての防災対応としてそれを選択すべきかという、まだまだ時間とそういう手間を十分かけてからの決定だと思いますので、その折々にまたよいご意見、ご提案をいただければというふうに思っております。

以上であります。

○議長（土屋 忍君） あと3分ありますけれども。

観光交流課長。

○観光交流課長（稲葉一三雄君） 海水浴条例の関係でございますが、若干経過を説明させていただきますと、平成5年から条例は施行されておまして、条例施行前の昭和62年、その頃から、まず白浜の海水浴場については、大浜については、支部が1店海の家を出しているという経過になりました。その前までは、やはり先ほど市長から話がありました組合みたいなものを設けておまして、白浜観光協会ですとか、漁協さんとか氏子さん、そういったもので何店かの海の家を出していたという経過ですが、昭和62年、63年頃から支部1店、その

後支部のほうもなかなか営業がうまくいかないということで海の家がなくなったと。その後、夏期対策の中で区が引き揚げまして、白浜観光協会が2年ほど管理をやったというようなことになっております。

したがって、公共的に団体という概念はイコール区ではありませんので、夏期対策の支部が必ずしも区ではなくてもいいというような規定にはなっております。ただ、今、地元と、要は白浜海水浴場にしろ、吉佐美にしろ、年間その浜をきれいに保ち守っているのは、その地先の住民であることは間違いのないわけです。その代表する区のほうと、まず事前協議をした中で、どのような形がとれるかということをおとすことを本年度から再度反省会を打ち合わせをして、いずれにしても、地先の住民の理解とか協力がなければ、浜の管理はできませんので、それらは下田の9海水浴場、どこの浜をとってもそうだと思います。まずその辺の理解とか合意を得た中で、どのような方法でやっていくかということをおとすことをちょっと検討していくと。特に、白浜の大浜につきましては、まずその辺のことをしていかないとまずいなと思っておりますので、その上で議員がご指摘のように、今、9の浜を全てこの条例で管理しておりますけれども、改正ということが必要であれば、そういったことも視野に置いた中で、抜本的な対策を進めていきたいというふうにおとすことを考えております。

県条例については、神奈川のほうは県条例があるみたいなんですけど、ちょっと海水浴条例という県条例というのは、静岡は私はないと認識しているんですけども、その辺のところをおとすことを求めていくというのはかなり時間がかかると。今、キャンプ禁止も県条例の中でやっておりますが、実際に注意に行くのは、要するに職員として知事からいただいたものをもとに、生涯学習課と、今年から観光交流課も、その指名をいただいておりますけれども、その職員が行くという形になっておりますので、いずれにしても、市の職員が前面に出ることは必要だと思っておりますが、地先の人間と十分協議した中で進めないとおとす、市だけで勝手にひとり相撲をとるわけにはいきませんので、十分協議をして進めていくと。その中で条例のことも視野に入れるということをおとすことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） わずかな時間ではありますけど、先ほど答弁いたしました復興についての規定は、激甚災等の指定を受けたときというような状態ではないかと思うわけです。死亡500万、250万とか、そうでなく激甚災等の指定を受けなくても、実際の被害があったとき、一定の支援をしていくという制度をぜひとも検討していただきたいと思います。東伊豆町で100万から

の支出、条例上あるやという、こういう示唆もいただいたわけですので、ぜひ復興についての支援の制度上のできる、できないは別にしましても、必要性を含めてご検討をいただきたい、こういうぐあいに思うわけであります。

それから、ぜひとも舞磯浜の条例違反だということをお認めいただいているわけですから、その業者にきっちり条例違反の内容を伝えて改善を求める、こういう一般論としてのチラシではなくて、その人宛ての直接のそういう行動をとっていただきたいし、事業のためにそういうキャンプ禁止の看板も出しているわけですから、自分のプライベートビーチかのような形で看板も出しているわけです。占拠しているわけですから。県とも協力してそういうものの撤去、そういう指導を受けているんだということはインターネット上で発表されるということになれば、それは事業者にとっては大変な脅威になっていくわけですので、そういうことの検討も必要であろうと思うし……

○議長（土屋 忍君） 1分前です。

○7番（沢登英信君） そういうことを業者にきっちり伝えていくということは、今、何より必要なことではないかというぐあいに思われます。

それから、田牛に行くところの旧道でも新しい道につきましても、落石がありますし、敷根の道路についても、富士の腰といったらいいんでしょうか、落石等の問題もこのところ起きているところではないかと思うわけです。6月にパトロールをしてくださったということではありますが、台風時期を前にして一定のそういうものの再点検ということも、できましたら必要ではないのか、こういうぐあいに思いますので、ご検討いただければと思います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） これをもって、7番 沢登英信君の一般質問を終わります。

ここで1時まで休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次は、質問順位5番。1、楠山市長の市政について。2、新庁舎の建設について。3、防災対策について。4、公民館の廃止または譲渡について。

以上4件について、3番 伊藤英雄君。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

○3番（伊藤英雄君） 政和会の伊藤です。

議長の許可を受けて趣旨質問を行います。

楠山市長の市政について。

この1年間の市政を振り返って、ご自身ではどのような評価をしておられますか。また、これからの3年間で主としてどのような施策を行い実現していくお考えですか。

次に、新庁舎の建設について。

本年3月定例議会において、高台移転が決定していた庁舎の建設位置を白紙に戻して再検討する旨の議会答弁があつてから6カ月が経過しました。この6カ月の間にどのような検討がなされ、いつ頃結論を出す予定なのかを質問します。

また、石井市長の時代には政策会議で検討が行われたと聞いておりますが、楠山市長のもとで庁舎の建設場所の検討は、市役所のいかなる組織が検討を行っているのかをあわせて質問します。

この半年の間、庁舎の建設位置はどうなったかという質問を多くの市民から繰り返し尋ねられました。また、仕事で静岡市に行ったときなど、県内の人から下田市の庁舎建設はどうなったのかという質問を受けます。多くの市民、県民が心配しているのは、市長の言う現在地に建設したときに市役所の機能が失われないかということです。そこで、市長に質問ですが、旧町内から市役所には8メートルから5メートルの津波が来ると予想されていますが、この場合、市役所周辺は瓦れきに埋まることが考えられます。市長の言う安全な市役所の建物が建設された場合でも、周辺は瓦れきにより庁舎の出入りは実質できないと思われませんが、市長はその点をどう考えていますか。

現在地に建設された場合には、津波が来ても庁舎は残り、上の階に避難した職員は無事であるかもしれません。しかし、瓦れきに囲まれた庁舎は出入りができずに、職員は庁舎に閉じ込められた状態になるのではないのでしょうか。津波が来たときの市民の避難場所は約110カ所もあります。そのほとんどは一時避難場所であり、避難生活を送るには適さないところでは。避難生活が可能場所への誘導は市職員の任務になります。また食料、その他の備蓄品置き場は26カ所ありますが、その場所を把握し、出入り口の鍵を持っているのは市職員であります。

したがって、市職員が庁舎に閉じ込められている状態では、避難した市民の援護、救援ができないこととなります。また、市民の安否確認や不明者の搜索活動、これによって助かる

命もあるかもしれません。また、遺体収容などすぐに職員が取り組まなければならない業務が山のようにありますが、現在地建設では初期指導ができず、実質的に市民を守れないことになるのではないかと思います。

また、平日の昼間に地震、津波が起これば、市役所に職員が閉じ込められることになりませんが、休日・夜間に地震、津波が起きれば、誰も災害対策本部に集合できないことになり、全く市役所は機能しないことになります。初期指導体制ばかりではありません。地震、津波に関係なく、役所の日常業務は、市民の日常生活に直結しており、これができなくなるとは、災害対策ばかりではなく、被害を受けなかった地域の市民生活を含めて重大な影響が懸念されます。地震、津波対策として庁舎の建物は残り、職員の安全が確保されても、市の機能が失われては意味がありません。市長は現在地に庁舎を建設しても、市役所の機能が確保されることを市民にわかりやすく説明する義務があります。高台を希望する市民の多くは、瓦れきに埋まった市役所をイメージして不安を持っています。高台に建設することを白紙に戻した市長に現在地が瓦れきに埋まらない、あるいは瓦れきに埋まっても問題がないことの説明を求めます。

今回の庁舎建設位置の見直しの動きを見ていますと、つくづく一般職公務員の仕事は理解されていないと感じます。職員の業務が滞ることが市民生活にどのような影響を与えるのか、一般職と言えども、自衛隊、警察、消防職員と同じように責任と義務が課されています。予算を確保し執行していくことは、職員がいなければ全くできません。復旧のための道路工事を発注することもできません。市長にはぜひ市役所の機能とその働きについての見識を深めてくださることを期待します。

市長は、立候補のときから市民の安全・安心を守ると言っておられました。私もその言葉を信じております。そこで質問ですが、市民の安心・安全、つまり市民の命への危機リスクが高まっても現在地に建設するべきだと考えていますか。市長は現在地に避難ビルを兼ねた市庁舎の建設を言われておりますが、市役所と避難ビルを兼ねることには大きな問題があると考えます。避難ビルになった市役所には何人の避難者を想定されていますか。周辺の住民や観光客を含めれば1,000人近い人数になることが予想されますが、その人員を収容できる市役所の建設費は膨大な額になるでしょう。それだけの住民や観光客が市役所で避難生活をしていたら、市が行う津波直後の対策や災害復旧・復興に大きな障害になることが予想されます。

また、一時避難といった発言があったようにも記憶していますが、現状では学校の体育館、

敷根プール、公民館と考えると、避難した人たち全員を収容できるだけの避難生活を送る建物が十分にあるとは思えません。避難先もないまま、一時避難だからといって市役所に避難してきた人たちに出て行ってもらうことなどできないと考えます。市役所に1,000人近い市民が避難生活をする事になれば、職員はその対応に追われ、市全体の災害対応、復興・復旧対策、あるいは日常業務に支障を来すことも考えられます。といっても、現在地では周辺が瓦れきの山になるため、移動できず、結果として避難生活を送ることになり、市職員も仕事ができず、市の機能に障害が発生することが予想されます。

そこで質問ですが、市長の言われている避難ビルを兼ねた市役所は、避難生活を送ることを前提とされておりますか。そうでなければ、津波直後に現在地から避難生活を送る場所への移動はどのように確保されるのか、その避難場所は必要な人数分確保しなければなりません、どこを想定されているのでしょうか。

庁舎についての最後の質問になりますが、現庁舎は耐震性もなく、津波浸水地域ですから地震で崩壊してしまう可能性もあります。現状では想定される津波警報が発令された場合には、市職員はまず避難をすることになります。庁舎も使えず、職員も避難している、そのような状態、この現状はそのままでは放置できないものと思います。市民の安心・安全を確保するためには、庁舎の建設は避けられません。そこで質問です。平成30年に新庁舎が開設されるという計画に変更はありませんか。

次に、防災対策についてお尋ねします。

道路整備について質問します。津波が来た場合には、旧町内、東西本郷、海岸等を走る道路は通行不能になることが予想されます。災害対策本部は敷根に予定されていますから、敷根から市全体への通行の確保が必要になります。伊豆縦貫道が完成されれば、中央、稲生沢、稲梓地区への道路の問題は大きく改善されますが、それまでには30年以上かかると思われます。

したがって、現状では稲生沢、稲梓地区への交通路であるヒノキ沢林道の整備が必要と考えますが、いかがでしょうか。

白浜、柿崎、須崎方面へは寝姿山の道路整備が必要になります。特に、中地区、丸山住宅から赤間白浜線へつなぐ道路が現在不通となっておりますが、災害対策として稲生沢地区から白浜、柿崎、須崎へつながる道路の整備が必要ではないでしょうか。その検討をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

津波が来たときに田牛地区は孤立化するおそれがあります。避難生活を送れる場所を整理

しなければならないと考えますが、そうした対策についてはどのように考えておられますか。

また、朝日地区としての避難生活の場所についてはどのように考えておられますか。

津波が来た場合には、避難生活を送るための仮設住宅建設用地など必要になるものは多々あります。現在、市の施設で避難生活を送るのに最も適しているのはあずさ山の家だと考えます。しかし、現在の山の家条例、下田市農村体験宿泊施設条例やあずさ山を家の管理に関する基本協定書では対応できないと思われます。今後、そうした観点から条例と協定書の見直しをする考えはありませんか、お尋ねします。

最後に、公民館の廃止または譲渡についてお尋ねします。

公民館の統廃合は、平成15年度より検討されていましたが、具体的な動きがあったのは、平成18年1月の建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、耐震改修促進計画の策定が義務づけられたことによります。静岡県では平成18年に計画が策定され、下田市でも平成20年6月に耐震促進計画が策定されました。この中で、平成27年度までに耐震化を図ることになります。公民館については、平成19年度の集中改革プランの中で現在の中央公民館のみを残して、他の公民館については廃止または譲渡の案が出され、平成27年度までに実施されることとなります。

しかし、現在では市の有する建築物の耐震化は、厳しい財政状況を勘案し、目標年度を平成32年度に改めています。稲生沢地区の公民館の廃止、譲渡については、地域住民の十分な理解を得られておらず、特に、都市化が進んでいる西本郷、中地区においては、隣組に加入していない世帯も多く、中地区では886世帯のうち、隣組に加入しているのは537世帯で、加入率は60%で約4割の世帯が加入していません。西本郷では494世帯のうち、隣組に加入している世帯数は260世帯で、加入率は52%で約半数の世帯が加入していません。

こうした現状の中では、公民館の区への譲渡の方針を強行すれば、その費用の負担に耐えられない世帯の組合からの脱退も予想され、地域コミュニティーの崩壊につながりかねません。区の組織を母体とする自主防の活動も支障を来すと考えます。そもそも隣組に加入している約半数の組員だけが費用の負担をし、加入していなければ費用の負担をしなくてもいいというありようから考えなければならないのではないのでしょうか。つまり、区への譲渡というありようから考える必要があると思われます。

計画の策定から既に5年が経過し、耐震化の目標も平成32年度に延期されたことを踏まえると、公民館の廃止または譲渡の27年度までの実施については計画の見直しを図るべきではないか。また、見直しについては、住民の意見をよく聞きながら行っていく必要があります。

現在、稲生沢、中、本郷公民館では、市民の自主的な文化、スポーツ活動が行われ、区民の集会所にも使われております。譲渡といっても耐震性がなく老朽化している公民館もあり、区の財政状況からいって譲渡を受けることができずに、結果として区民の文化、スポーツ活動や区の活動に支障ができることも予想されます。市としては、公民館の譲渡または廃止に対して、そのような市民の活動をどのように保障していく考えがあるのかお尋ねします。

財政を見て金勘定をするだけでなく、地域の文化、芸術、スポーツ活動、区の行事や自主防災会の活動に果たしている現在の公民館の役割をどう残していくのかを考える必要があると思います。公民館活動が余り行われていないにしても、現に果たしている公民館の役割について考慮しながら進めていく必要があるのではないのでしょうか。

また、現在の中央公民館でも空き室がなく予定を断られることも多く、稲生沢地区から行くとなれば、そのほとんどは車になりますが、駐車場の不足も心配されます。中央公民館以外の公民館を全て廃止して、その利用者全員を受け入れるだけの余裕が今の中央公民館にあるのかどうか質問します。

公民館の廃止または譲渡の方針は認められたとしても、区や区民の活動に支障が起きないように、廃止または譲渡を行うべきと考えますが、市としてはそうした点について配慮していく考えはありますか。

また、区や住民の合意が得られないまま強行することがないことの確認を求めます。

以上で私の趣旨質問を終わります。

○議長（土屋 忍君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、私の市長就任からの市政についてということでありまして、これまでの1年間の市政について、ご自身ではどのような評価をしていますかというご質問であります。

就任当初より縦貫道都市計画原案説明会や南海トラフの巨大地震や津波、またそれに伴います被害想定、そして防災対策、新庁舎移転問題、あるいは経済不況対策と多くの課題があったと思います。

私としては行政経験、政治経験の全くないところから全てのことが初めての体験でありましたので、緊張と不安の中で、まずは与えられた業務をきちんと担う、そして一生懸命やらせていただくことが精一杯であったというふうに思います。そのために至らぬことがあったと感じますが、やっと1年になります。1周回ったというところの中で、いろいろな状況把

握も得てきましたので、今までの不足の部分をこれからは補っていくとともに、いつも初心忘れるべからずと肝に銘じまして、頑張っていきたいというふうに思っております。また、市職員の能力を最大限に発揮できるような職場環境をつくっていきたいというふうに考えております。

これからの3年間ということの中で、主にどのような政策を行い実現していくかというご質問であります。まずは第一に、重要なことは伊藤議員のほうからもご指摘ありましたが、市民の生命と財産を守り、暮らしやすいまちをつくっていくという目標に対しまして、市役所、市職員がその役割を担うよう、そしてその組織の長としてリーダーシップを発揮していかなければならないというふうに考えております。また、市民から選ばれた者として、市民の皆様様の幸せを常に念頭に置いた方向性を示し、推進していかなければならないというふうに考えております。

大別いたしますと、まずは安心まちづくりということで、防災対応の基盤づくり、伊豆縦貫自動車道の早期開通への活動、人口減少、少子高齢化に対応したまちづくりを推進すべきというふうに考えております。

観光まちづくりといたしまして、観光まちづくり推進計画に沿いまして、海、里山、食のこの資源を磨き上げ、それぞれのマッチングによりまして、下田らしさの特徴、固有性をつくることで着地型の観光を推進していきたいと考えます。また、これに伴った地域の広域連携や産業の連携、情報発信は重要な課題であると考えております。

実践まちづくりとしまして、官・民の人材育成、組織育成が必要であります。市民サービスの根源であります市職員の今まで以上の資質向上が必要とされていると考えます。

人口減少、少子高齢化等によりまして、より必要とされております地域コミュニティーがありますが、この低下が危惧されている状況にあります。何としましても、防災・防犯、暮らしやすさのために、コミュニティーの再生が必要だと考えております。自治会としての区や自主防災会、各種団体やNPO等の充実を推進していく必要があると考えております。

続きまして、新庁舎の建設についてのご質問であります。敷根公園横の予定地に対しまして、代替案として現在地または現在地周辺、駅ビルあるいは駅周辺が候補地としてなり得るかという検討をしているところであります。検討、決定にお時間をいただきたいというふうに思っております。

現在地に建設した場合に周辺は瓦れきの山になり、津波直後の出入りは不可能と考えるが、その点に関してどう考えるかというご質問であります。当然、新庁舎が現在地周辺に建設

された場合は、津波による瓦れきの影響は大きいと考えます。

新庁舎が現在大手建設企業による提案での建築方法により、強固な構造で津波に対しての影響が1階部分に限ることを想定して、お答えをいたしたいと思います。

災害対策本部は、基本的には庁内に設けるのが大原則であります。この立ち上げや初動活動に関しましては、通常の業務時に地震、津波が発生した場合には対応可能と判断をいたしております。庁舎内に職員のいない土日・祝祭日や夜間に発生した場合に対応できるかということではありますが、被害状況により対応は異なるとは思いますが、瓦れきの堆積によりどうしても庁内に入ることができない場合は、敷根地区の下田スポーツセンターを災害対策本部として一時的に利用し、庁内周辺の道路や駅周辺の瓦れきの撤去が完了後、改めて庁内に災害対策本部を設けることで対応可能であるというふうに判断をいたします。

瓦れきの除去に関しましては、道路啓開というような形、あるいは瓦れき除去に対しましては、3.11のような状況でありますと、下のほうから順次行われるというような順番になるかというふうに思います。

現在地に建設した場合、市役所の機能が失われることが危惧されますが、その心配がないことの説明をというご質問であります。現在地あるいは現在地付近に建設するためには、想定されます地震、津波、瓦れき、液状化等により、先ほども言いましたが、建物が倒壊しないというような技術的、工法的なものを前提としております。これらは調査や建築方法、設計等によりその安全性が保障されるものであります。現在そのような作業手順を行っていませんので、それを踏まえた説明は今できないところであります。

しかし、私個人的に相談させていただきました建築関係の有識者や学者さん、あるいは大手建設会社の皆様には、工法としては可能であるという見解をいただいております。高層化によりまして、庁舎機能には浸水しないという状況が可能であると考えております。これらによりまして、庁舎の機能が失われる危惧は少ないと考えております。

今後の手順、進捗によりましてその調査等の作業が必要になりましたら、予算措置等ご理解をお願いするところであります。

続きまして、市民の命への危機リスクが高まっても現在地へ建設すべきだとの考えかというご質問であります。仮に現在地に建設するとしても、それが市民の命への危機リスクが高まるというふうには私は判断をしております。避難ビルとしての機能を持つならば、市民や観光客の皆様は逆に安全が提供できるのではないかと考えております。

さきに述べましたが、仮に敷根と現在地の両案にしたとしても、もう一度しっかりと対比

をし、状況の変化や詳細な分析を加え、できるならば外部や有識者の方々にも意見を聞くような環境をつくり、どちらを選択すべきかを十分検討して決定していきたいと考えております。

続きまして、現在地で市庁舎を避難ビルとして兼用した場合、何人ぐらいの避難者を想定するか、あるいはその場合、一時避難である場合、津波直後に全ての避難者をどのように安全に避難させられるのか、またその避難者を受け入れる施設、場所はどこなのか等のご質問ではありますが、建設位置や建設工法、設計等が具体的でまだない中で具体的な数字等は言えないところでありますが、1,000人あるいは2,000人の避難者を受け入れられるような、避難場所としての屋上が設置されることが望ましいと私は考えております。当然その高さは浸水深以上になるわけですし、外階段から上がれるようになるべきと思っております。ひな段的な屋上になれば、また用途も広がってきますし、平常時はその屋上を展望広場やイベント広場として活用することで、避難時にも親しまれている場所ですので円滑な動きになるのではというふうに考えております。

また、市民や観光客の皆さんに、その災害時、津波が来たとき、緊急時に庁舎へ、あるいは駅へ、あるいはあの高いビルへというような目標が明確になることで、避難行動が迅速かつ的確になるものと考えております。一時避難後、必要に応じまして敷根等の指定の避難所となる施設に移動をしていただくことが適切かと考えております。ですから、市の庁舎の屋上ということで避難をされた方が、そこで避難生活を前提とする施設になるということは考えてはおりません。

ただし、3.11の東日本の状況では、石巻の庁舎の中では3日ほど避難を抱えていた、あるいは仙台、東松島の自衛隊でも二、三日、そういうふうな住民の避難を抱えていたということがありますので、その辺のところはどのぐらいの時間になるかというのは、被害の状況に応じて変化するものと考えます。

続きまして、新庁舎は平成30年に開設する計画に変更ないかのご質問ではありますが、現段階では変更の予定はありません。

続きまして、防災についてであります。各質問の事項につきましては、担当課より説明をさせていただきます。

また、公民館の廃止または譲渡につきましても、担当課より説明をさせていただきます。

私からは以上であります。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 私のほうからは、防災対策ということでヒノキ沢林道の関係とあずさ山の家の2つのご質問をいただいていますので、お答えしたいと思います。

まず、ヒノキ沢林道についてでございますが、ヒノキ沢林道は大賀茂、朝日地区と蓮台寺、稲生沢、稲梓等を結ぶ広域的な林道であります。災害が発生したとき、特に、海側の津波等が発生したときには、この道路が使えればという前提ですけれども、迂回路として活用できるとは、非常に有効な道路として活用できると考えております。

ただ現状の道路構造として林道でつくってありますので、当然道路そのものの構造が非常に脆弱であるということで、当然のり面もしっかりしていない、路肩もしっかりしていないということでいろいろな災害が考えられるわけですけれども、道路そのものが利用できなくなるおそれもあるということで、議員おっしゃるとおり、この整備をしていくということは、考え方については非常に私ども賛同できるところでございます。

ただこの道路は、広域的ということで非常に延長が長い、約4.5キロの延長を持っております。ということで、この整備というものが林道で整備するのかどうするのか、この辺はまだ今後の検討課題だと考えておまして、当然費用も莫大なものになってくるということで、これにつきましては、整備そのものは将来の課題とさせていただくというふうになると思うんですけれども、とにかくこの道路がもしその災害があつて通れなくなった場合には、優先的に復旧をして迂回路として使えるような、有効活用できるような方法を林道では考えたいということで考えております。

ですから、道路整備ということになりますと、林道ではなく、ほかの県とかそういったものの補助もいただかないと多分なかなか難しいかなというふうに考えておりますので、これについては検討課題とさせていただきたいと思います。

次に、あずさ山の家の関係で、津波後の避難生活を送るにはあずさ山の家が適しているというお考えですが、確かに宿泊施設ということですので、生活ができる環境にあるというふうに考えております。

ご指摘のとおり、今の条例また基本協定書についても、定めは避難所としての定めはされていないのが現状でございます。ただ、今はちょうど指定管理の期限が来年、平成26年3月31日で満了となるということで、26年4月より平成31年3月31日までの5年間の指定管理者の今公募をしているところでございます。

また、山の家が下田市地域防災計画により定められた下田市の指定避難所となっていることも考えまして、今回の指定管理者募集要領、今現在お示ししている募集要領ですけれども、

これの一番最後のところ、その他の項目があるんですけども、これに災害時等の措置という項目を新たに追加させていただきまして、内容については、災害発生時は下田市災害対策本部の管理のもとに機能し、指定管理者による通常の業務を制限することがあるということで定めさせていただきました。

ということで、この要領に基づいて、これを納得した上で、納得していただかなければ困るんですけども、納得した上で公募していただくということで現状は考えております。

協定や条例の手直しとなりますと、ほかの施設との兼ね合いもありますので、その辺については、全体の中で考えさせていただくということで、今回のものについては、この要領で対応していきたいということで考えております。

それから、現在も決めはありませんが、今現在の指定管理者においても、協力はできますよということでいただいておりますので、そういう運用は可能な範囲ですけども、可能であるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 中地区丸山住宅から赤間白浜線につながる道路の整備の検討でございますが、現在、丸山住宅前を通っている道路につきましては、市道となっております。用地につきましても、個人所有の土地となっております。道路を安全に通行していただくための市道の要件としまして、道路構造令というのがありまして、現状の道路ではその構造令に適合した形とはなっていないと考えております。また、丸山住宅の一番上部から赤間白浜線までの間の個人所有の土地となっております。

詳細な調査はしてありませんが、現状で考えますと道路の形、線形ですね。線形とそれから道路勾配等を考えますと、丸山住宅の再編が絡まないと市道として安全な道路が確保できないと考えておりますので、現状としては困難だと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） 田牛地区の避難生活の件でございます。議員ご指摘の津波に対する田牛地区の避難生活の場所についてでございますが、県の第4次被害想定レベル2を踏まえますと、広域避難場所として位置づけをしている青少年海の家は海拔が4メートル、また最寄りの広域避難場所は朝日小学校でございますが、こちらもまた海拔4メートルであり、ともに浸水域であり、また学校施設につきましては、長引く避難には学校施設は授業の再開

も生じてきます。

以上のことを踏まえまして、議員ご指摘の朝日地区全体、以上のことを同時に限定する課題として捉えるのではなく、朝日地区の広域避難場所としてどう位置づけていくのがよいのかという大きい課題が生じてございます。

庁内全体で協議をし、指定避難場所の大賀茂小学校も含めまして関係3区と話し合いをしながら、方向性が集約できたならば、アクションプログラムで取り組みの方向を示すなどの大きな方針の検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤晴美君） それでは、私のほうからは、4点目の公民館の廃止または譲渡についてご答弁をさせていただきます。

4点ほどご質問をいただいております。

1点目の平成27年度までに実施する計画を見直すべきではないかということに関しまして、公民館の統廃合について経過を申し上げますと、平成15年当時より社会教育委員会でも議論されておりまして、当時は旧町村単位に1カ所ずつという見解でございました。その後、集中改革プランにおいて、厳しい市の財政状況を勘案して中央公民館1カ所でやむを得ないという見解に至り、現在の第5次行財政改革の重点事項ということで、平成27年度が最終年度として定められております。

これまで、この計画に基づきそれぞれの地元の皆様のご理解をいただきながら、白浜板戸公民館、落合公民館、八木山公民館、椎原公民館を廃止、譲与または取り壊しということで現在に至っております。

担当課といたしましては、これまでの各地元での説明や経過を踏まえて、今後も引き続き、公民館の統廃合について地元の皆様にご説明と協議をしていく予定でございますけれども、平成27年度までに中央公民館を除く全ての公民館を統廃合していくことは難しいのではないかと考えております。

それから、2点目の廃止の場合には、区の活動や市民の文化、スポーツ活動に支障が起きることが危惧されるが、市としてその点を配慮すべきじゃないかということについてお答えをさせていただきたいと思っております。

これまで各公民館では、各公民館主催の公民館活動や各種の地元区の会合、社会教育関係団体の活動、それから行政関係利用など広範な用途でご利用をいただいております。こうし

た中で、公民館を廃止し地区集会所等がない場合は、地元区の皆様の諸活動に影響があることは確かであると思います。

現状では、もし廃止等をした場合は、既存施設の中央公民館や市民文化会館、それから道の駅、サンワーク等をご利用をいただくほかはないと考えております。

皆様ご承知のとおり、現在下田市では地区集会所建設にかかわる補助金制度がございます。また、その中で条件つきではありますけれども、自治総合センター、静岡県、それから静岡県市町村振興協会などの補助制度がございます。これまでこの制度をご利用いただいて、地区集会所を建てていただいた経過がございます。

しかし、現在の市内の状況を考えますと、地域コミュニティがしっかりとしている地域と弱体化している地域があり、さらに少子高齢化、人口減少、失業、地域経済の低迷等によって、地域コミュニティの維持が困難な地域もございます。こうした現状を踏まえますと、既存の補助制度の利用についても、地域にとっては大変な負担となることが考えられます。これからの下田市にとって、祭りや地域の行事、景観、自主防災など地域コミュニティが支えてきたものを今後も存続させていただくためには、やはり地域コミュニティの維持と育成が大きな課題となってくると考えています。

したがって、今後、下田市として公共施設の配置や公共施設の利用などについて検討をしていかなければいけないと考えております。

次に、3点目の現在の中央公民館で廃止された公民館で行っていた活動が全て受けることができるかというお尋ねでございますけれども、現在の中央公民館で廃止された公民館全ての活動を受けることは可能ではないと考えています。

ただ内容的に同じような講座であったり、同じような行政関係の会議があったりすることから、必ずしも全て同じ回数であることはないと考えていますけれども、いずれにしても、地域の方々に会場においでいただくためのご負担はかけるということになると考えています。

それから、4点目の区や区民の合意がないまま実施しないことの確認をとということのご質問でございますけれども、担当課といたしましては、今後も地元区の皆様のご理解をいただくために、説明会等の開催はしていく予定でございます。

その報告は市教育委員会や市長、副市長に報告をさせていただきながら、課題や問題が生じたときには、必要であれば政策会議等を開催していただいて解決を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（伊藤英雄君） 答弁漏れが2つ。

検討を行っているのは、市役所のいかなる組織が検討しているのか、その点ともう一つは、時間がほしいということでしたけれども、結論を出すめど、いつ頃までに庁舎の建設についての検討が終わるのか、この2点。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 現在は庁内で臨時の政策会議を開き、私の意向、また施設整備室の意向等を検証させていただいて、代替案の準備を進めております。それ以上の組織機関に、このような事案を投げかけ検討していることはまだありません。そのような手順はこれからつくっていかねばいけないというふうに思っております。

それから、決定に向けてのことではありますが、ただ単に政策会議だけで決められることではありません。先ほど言いましたが、いろいろ工法等の技術的、専門的な調査、研究も必要かと思えますし、また有識者の皆さんにご相談をかけるということになれば、その準備もしなければなりません。また、それぞれのものに対しまして費用が発生する場合は、議員の皆さんに予算も承認いただければならないというようなことがありますので、その部分の手順ということになりますと、明確にいつまでというふうなことがまだ組み立てられておりませんが、30年の完成ということの中で、逆算をしていきますと大体26年の9月か10月、秋頃には決定ということにいかねばというふうには思っておりますが、まだ、きちんとした準備も考えておりませんので、その辺のところは今考えているところであります。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 議長、ここから先は一問一答でよろしいでしょうか。

○議長（土屋 忍君） はい。

○3番（伊藤英雄君） それでは、庁舎の問題から。

まず、政策会議、施設整備室と話をしながらということでしたので、ちょっと意味がわからないですけれども、政策会議そのものでこの検討を行っているという意味なんでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 代替案として、現在地あるいはその周辺の構想がなり得るかということ、まず庁内の中で理解していただきませんと作業が進みませんので、その辺で説明をし、理解を得ているところであります。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 表現がね、曖昧なのでなかなか理解できないんですが、私の聞いている範囲では、政策会議そのもので、要は建設場所はここがいいとか悪いとかというようなことはやっていないように私は聞いておるんですが、その点。

それから、先ほど市長自身は、ご自身で専門家の意見を聞いたりとかというような発言がございましたけれども、市の庁舎の場所を決定するのに、ご自身の友人関係とか知人関係の中で話を詰めて、それを政策会議に持ち込むというやり方は少し行政の長としてはおかしいだろうと。少なくとも、庁舎の建設について議論、もし専門家の意見が必要であれば、それなりの諮問委員会なり、今のところ条例上それに該当するものは多分ないと思うので、条例の改正をしないと設置できないんじゃないかと思うんだけど、市長の答弁で言えば、出すのが26年度秋って、まるっきり1年後ですよ。1年後に結論を出すのに、なぜ友人関係だ、知人関係のところで詰めてやるのか、非常にそれはやり方としては余り妥当なものではないだろう。本当に専門家の意見を聞いてやるんなら、きっちりその組織を立ち上げて、メンバーは誰と誰で何のどこの何ていう人だよと。当然旅費、日当も支払って公の中でみんなにわかるような形でこの検討はすべきだと思うんですね。いかがですか。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 私が個人的に決めて個人的に進めているわけではございません。先ほども言いましたが、庁内の検討委員会あるいは政策会議、あるいは全員協議会、そういうものにきちんと説明をする。あるいは外部、あるいは有識者の皆様にご意見を伺うためには、そのような組織をつくる、その組織をつくるためには、予算上必要であれば、皆様にきちんと説明をし、その予算の執行を認めていただく、そういう手順の中で決めるというふうに私は表現をしているつもりです。

ただし、その前段でどのようなプランができるのか、どのような考え方ができるのかということ、私個人としましても、いろいろ勉強もしなければなりませんし、いろいろな可能性を人からお聞きしないと、私のまずの提案にはなりませんので、そういう意味で、いろいろな方に私個人としてそういうアイデアを聞いたというだけでありまして、それが私の庁内の決定にしているというわけではありませんので、その辺のところはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 市の方針を決めるには、ちゃんとした組織をつくって予算づけもして、

そこで委員のメンバーも公表して、議事録も当然公表しながら進めるのが当たり前、ただその前段に自分のところだけで案をまとめて、さあこれで出すとか、それはやり方としてはおかしいですよ。市長が個人的にそういう案をつくるんじゃなくて、案そのものを公開の中でちゃんとした予算づけもして氏名も発表して、そこで学者を入れる必要があれば学者さんも入れて、市民の代表を入れる必要があれば市民の代表、職員を入れる必要があれば職員も入れて、そういう組織をつくって、そこでまずプランニングをしてもらおうということですね。プランニングを個人的なところでまとめて、さあ、そこからテーブルに上げますよというやり方は、ちょっと行政の長としてはおかしいんじゃないんですかね。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 私はそういうふうには言っておりません。

伊藤議員のおっしゃるように、きちんとした形で話を進めるための準備をこれからしていくというふうに言っているわけです。

ただし、私としても、いろいろな形で勉強もしなければなりませんし、例えば高台等、あるいはもう一案の中でどういう案ができ上がるのかというのは、私としてもきちんと考えなければなりませんので、そういう意味でそういうことがどうだろうということで勉強させてもらったわけですし、その結論を市の結論にしようということで、もう一方的に出すということを行っているわけじゃありません。伊藤議員の言うような、きちんとした手続でこれから決めていきたいというふうなことを私は表現していると思います。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄議員。

○3番（伊藤英雄君） 市長が見直すと言ったのは、今年の3月ですよ、半年前ですよ。この半年の間にそういう組織をつくるという話は一度も出ない。先ほど全協や何かの話も出たけれども、全協でも市長が、こういう形で見直しますよと、こういう組織をつくりたいですとか、そういう話全く出ていないですよ。出てきたのは、個人的に勉強させてもらっていますという話を今お聞きしただけなんですよ。

だから、これからやります、これからやりますというのは、3月の時点で言うのはいいと思うんですよ、これから見直しますで。だけれども、見直しますと言って半年たったところで、これから組織をつくるかどうか検討しますよというのは、それは進め方として今、おかしかったんじゃないですか。

〔発言する者あり〕

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 今までの流れの中で、その見直し作業をする、検討をするというふうには言っております。その手順の中でどういうふうな代替案にしていくのか、そういうものも詰めていかなければならないと思います。そういうふうな中で、順を追ってしっかりとした組織に提示をし、お願いをするということで、先ほど言いました全協で諮っていただくということも、これからそういうふうな手順の中でやっていきたいということを言っていますので、特にもう全て結論が出ているというふうに言っているわけでもありませんし、これから、順を追ってきちんと皆さんにご説明をし、論議していただきたいというふうに、手順を説明しているだけでありまして、全くこの間、そういう手順を無視したことをしてきたというふうには、私としては理解しないところですが。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄議員。

○3番（伊藤英雄君） 少なくともこの半年の間、私含めて議員にはこういう検討してきたよと、今こういう検討をしているよと、こういう説明は全くありませんでした。そういうのをこの半年間については、全くなかったわけですね、そういうものは。でも、過去やったとかやらないとかと、ここで水かけ論みたいにしても余り意味がないので、今後で言えば、もうそういう検討する組織を立ち上げると、これはもう早急に、すぐにでもできる話なのでね。これは、市長としてはもう個人的にどうするかわかりませんで、そういう検討する組織をしっかりとつくるよと。条例の改正がつくなら条例の改正案も提出しますよと。これ今の状況で言えば、臨時議会を開いても条例改正、多分条例改正をしないと、今そんなあれはできないと思うんだけど、そこまでやるということなのか、それをちょっと議会ではっきり言ってほしい。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） ですから、庁内には新庁舎の庁内の検討委員会があります。そこで検討を現在されております。ですから、そこでまず検討をするという作業は必要だというふうに思います。また、決定機関なり、それを論議する政策会議というのもあります。前段では、そういうものを経て決められたというふうに思います。ですから、そういうふうな手順でやるべきだというふうに私は思っております。その中で、きちんとした説明ということを順次しなければいけないというふうに思います。

先ほど言いましたが、そういう中で外部あるいは有識者の方に相談をいただくという、あるいは検討をいただくということも、今回必要ではなかろうかなというふうに思っております。その準備をいたしますけれども、そのことに関しましては、またいろいろ必要な予算等

ありますので、順次皆さんにご審議いただきますが、そういうものが必要なのか、あるいはどういうふうな組織をつくったらいいのかということは今まだ庁内の中で検討している段階であります。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 危機感が足りないというか、庁舎の白紙撤回をされて再検討するって6カ月たったわけですよ。だけれども、その6カ月間、半年の間、どんな検討がされたかが全く見えてこない。それはやはり結論だけを言えばいいというものではなくて、その議論の過程も含めて公開でわかるようにやるべきだと思いますよ。

それから、議長にお願いなんですけど、庁内の政策会議等でこの間、この半年検討されている旨の発言があったわけなんですけれども、ぜひその議事録なり、経過を取り寄せていただいて、全議員にその議論の内容を知らしめるようにしてください。

○議長（土屋 忍君） 了解しました。

○3番（伊藤英雄君） それをお願いします。

その庁内のあれをやらないと、委員会をつくるかどうかはまだ決まらないというご返答なので、しっかりとなるべく早く、少なくとももう半年かけているわけですので、早急にその結論を出していただく。

2つ目は、先ほどこの現庁舎あるいは駅周辺を含めて、瓦れきで埋まるだろう。そこを市長は影響が大きいという表現でとめているんですけど、私が聞いているのは、やはり東日本大震災の映像を見たとき、まちのほうへは8メートルぐらいの津波から始まって、ここは5.5メートルだ。でもう建物なんかみんな壊しながら来るわけですよ。下田港にある船もみんなこう、町内から庁舎のほうへ向かってくる、そういう中でやはりここが瓦れきになれば、出入りはできないんじゃないですか。それは影響が大きいからと言いますが、実際に入りができないんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（土屋 忍君） 傍聴席は少しご静粛をお願いいたします。

市長。

○市長（楠山俊介君） 当然そういうふうな状況の中で、瓦れきによって庁舎の出入りが困難になるという想定は考えられるというふうに私は思います。それがどの程度で、それがどのように回復されるかということは、それはなかなか想定の上でありますので、私から明快にこうです、ああですとは言えませんが、その部分に関しましては、まずはいろいろな建築方法だとか、そういうものの中で対応できるし、またそういうものが対応できるのかどうなの

かというようなことの検証が必要だというふうに先ほど言っております。

また、その出入りというものが困難になるというようなことの中で、災害対策本部の設立が遅くなるようであれば、下田市のスポーツセンターを使った形の災害対策本部の設営というようなことで対応もできるではなかろうかというようなことで、先ほど答弁をさせていただきました。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 瓦れきが出るというのは、想定としては当然東日本のあの映像を見れば出るわけですね。出入りも困難であろうと容易に想像がつく。そこで問題になるのは、そうなったとき、日中起きた場合、市の職員が出入りができないと。そうすると、先ほど申しましたように、行方不明者の捜索だとか、遺体の回収、あるいは各地、約110カ所ぐらいに避難場所になっている市民の安否確認や必要な物資の輸送等をできない。

つまり、市長がおっしゃっていた、いわゆる市役所、市の機能と、私の言う市の機能がずれていると思うんですよ。それは、市の職員が速やかにそういう捜索活動や遺体回収や避難地への物資、あるいは人的な輸送等、あるいは安否の確認、そういう活動を市の職員ができなくなったとき、機能に支障を来すと言っているわけですよ。

だから、庁舎に幾ら全部頑丈な建物をつくって津波が来ても倒れませんよと、大丈夫です。でも、職員がそれこそ全市に散らばって働けるような状態でなければ、機能は損なわれたということを言っているわけですよ。そのところを市長はどう考えているのか。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 災害時のことをいろいろ大きく考える、あるいは小さ目に考えるということ、いろいろな想定の中で状況は変わろうというふうには思いますが、庁舎に瓦れきが押し寄せるような被害の中で、職員がそこに安全にいるということになれば、まずその庁舎内に災害対策本部を立ち上げることは可能だと思います。災害対策本部がまず何をやるかというような、そういう準備はあると思います。国や県との連絡、あるいは被害の状況把握というようなこと、そういう準備をやっていくことがあると思います。

その中で、確かに議員がおっしゃるように、いろいろ現場に出向いて、住民のそういう救助、捜索、そういう避難所の運営というようなものも当然必要になってくると思いますが、どの程度の時間軸でそれを言うかということだと私は思います。そこに行くのに道路啓開ということで道路も、ある程度津波も引き道路が使えるようにならないと車も動かせませんし、どれだけの行動ができるかというのもあります。市の職員が全てそういう住民の救助や遺体、

あるいは避難所の設営、準備等にかかるわけではないと思います。やはり消防団や自衛隊、いろいろな方々の助けをかり、その力をかりるのだと思います。そういう指揮系統で一番大事なのが市役所だというふうに思います。

そういう意味からしますと、初動態勢という中で、市の役割という中で、現場に赴く者が嫌とか、大変だとかいうんじゃないで、やはり役割分担があろうかと思いますが、そういう意味の中で、私は当初、瓦れきがそういうふうになったとしても、庁舎の中に災害対策本部が設置できれば、かなり庁舎の役割、市の役割を満たすのではなかろうかというふうに思います。そして、道路啓開等順次行う中で、それがやられるものだというふうに思っております。

先ほど状況に応じて庁舎にそういうものが立ち上げられない環境でありましたら、敷根のほう、下田市スポーツセンターのほうに災害対策本部を設立して対応するというような方法も可能だろうというふうに思っています。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） どうしても議論がかみ合わないんですが、現庁舎であれば、敷根のサンワークをやるのはやむを得ないと思う。でも、実際上は敷根サンワークは海上保安庁も、たしかこの間新聞記事によれば、あそこを使うという話になっていますし、それから消防署も今のところでは危ないので高台に行きますよと。サンワークが本当に避難できたとき、それだけの機能を果たすだけの余裕がね、当然多くの避難した人たちも来るわけですから、果たすかどうかは疑問なんです、新庁舎を建てて、なおかつ新庁舎が災害対策本部にならないことを前提にするというのは、新庁舎建設するに当たって随分へんてこな話だなと。少なくとも新庁舎を建てるんなら、それはそんな改めて別の場所に災害対策本部を建てなければならぬようなところにつくることはない、それは津波が来たって、そのままそこで災害対策本部がしっかり開けますよと、こういうところに建てるべきだと思いますよ。

やはりそれは、消防もボランティアも、あるいは自主防の人たちの協力も当然必要だ。だけれども、その中心に市の職員がいなきゃだめなんです。これは国や県に対してだって、これは庁舎の中から眺めて現在地はこうですよと言っているわけにいかないですよ。

だから、先ほどでも道路を何とかしなければいけないよって、現に稲生沢地区や稲梓地区へも道路もやるとかしなければいけないし、白浜、柿崎への道路も整備していかなければならないというのは、やはり安全なところにおいて、市の職員がすぐ約110カ所ある避難場所へ、ほぼ現地に行けるぐらいの状態に置いていかなければいかんよ。そういうことを言っている

わけですよ。

また、車の話でいけば、現在地で一体何台の車が残せるのかと。道路の復旧がいつになるかわからないけれども、いずれにしても、道路の復旧は行われるでしょう。だけれども、そのときに市の車は1台もありませんよじゃ、これまた話にならんわけですよ。これをずっと繰り返していても詮ない話になるので、ぜひ市長には早目にしっかりとした組織をつくるならつくって、そこでやはりみんなのいる前でわかりやすい検討をしてもらって、そしてわかりやすい説明をお願いしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） すみません、1つだけ誤解があると思うので、それだけ訂正させていただきます。

庁舎に災害対策本部がつくれるというのが大前提だということは私言っておりますので、災害時に災害対策本部が設置できないような庁舎というふうな言い方はしておりませんので、申しわけないですが、庁舎内にきちんと災害対策本部をつくるというのが大前提だにご理解ください。

○議長（土屋 忍君） 一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。

10分間休憩します。

午後 2時 7分休憩

午後 2時17分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 市長の最後のお話なんですけれども、そもそも建てるときに、災害対策を使えないようなところに建てるべきではないと言ったのは、現在地が、または現在地周辺が瓦れきで埋まると、土曜、日曜、祭日にそこに集まれなかったら、市長はサンワークだと言うから、そもそも瓦れきで埋まるようなところに建てないほうがいいよと、使えないよというようなところへ建てないほうがいいよという意味ですから。

だから、あくまで市長が言う現在地周辺で瓦れきになったら集まれないうでしょうと。でも、集まれないうことは出られないということなんです。だから、やはり市の職員が、津波が起きた直後に働けないよ。瓦れきの撤去も結局人力なんかじゃできないですから、当然

重機が必要だと。重機も、重機そのものと重機の運転者等を考えると、すぐに市内で対応できるか疑問ですし、それで中央から自衛隊なり何なりが来て、撤去に行くまでにはやはり数日から1週間、10日かかる可能性もある。その間そうすると、市の職員が……

○議長（土屋 忍君） 3分前です。

○3番（伊藤英雄君） 約110カ所ある避難所に救援、捜索、繰り返しになるけれども、要するに機能としては働けなくなる実情があるということを改めて指摘させてもらって、それからやはり一刻も早く検討会議をつくるなら立ち上げてもらって、それが市長が煮詰まってからというのは、僕はやり方としておかしくて、自分で考えがまとまらないからね。考えがまとまっていないんだったら3月に言っちゃだめですよ、はっきり言うと。自分で見直すと言ったら、どうやって見直すというのはある程度腹づもりで持たなくちゃ、幾らへぼ将棋でも次の、こんなこと言うとおれですね。失礼しました。やはりすぐに動けるようにする必要があります。だから、早急にそこは動いてください。

それから、26年の秋で僕は30年は非常に厳しいんじゃないかと思う。みんな今、どうなるのかと、場所どうなるかで市民も県民も物すごい関心を持っているわけだから、それ1年以上先延ばしにするというのは、ちょっと幾ら何でも遅過ぎると思いますよ。僕はもう今年中、この秋には、何しろ半年あったわけだから、この秋には結論が出るかなと思ったんだけど、今の様子で26年秋なんて、僕はとんでもない話だと思う。少なくとも、年度内には場所の決定はする必要があると思いますよ。そのまま、その変な言い方言うと、市民の中でも意見の対立がある。その対立状態をそのまま放置していくという。特にやはりみんな命にかかわることだから、早急に結論を出してあげないと心配でしょうがないです。僕も夜寝られないですよ。

ということで、庁舎のほうは時間がないので一旦終わらせてもらいます。

丸山住宅の件なんです。

○議長（土屋 忍君） 1分前です。

○3番（伊藤英雄君） 丸山住宅に限らないんだけど、先ほど言ったように旧町内、東西本郷、海岸部分がだめになったときに、災害対策本部が予定されている敷根から白浜、須崎、柿崎方面、外浦方面にやはり物資の輸送なり、人的な運ぶことは必要なんです。だとすると、稲生沢、中が適当だと思うんだけど、そこから寝姿山の道路へつながる道路の整備が、これ必要だと思うんですよ。もし、この丸山住宅のところ不适当であれば、やはり新たな道路を、お金の問題もあるし、設計上の問題もあるからすぐには言わんけれども、

やはり防災を考えていく上では、寝姿山につながる道路はやはり設置を考えるべきではないかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 浸水区域を通る道路につきましては、道路啓開のほうは緊急輸送路については、早い時期に南北方向、414号方向をまず啓開しまして、次に国道、東西方向、135、136を啓開するというので、啓開の計画ができ上がっております。ですから、管理者のほうにおきましては、この道路啓開は比較的速やかに行われると思えます。

赤間丸山線以外の連絡道なんですが、現在新たな拡幅等は計画されておきませんが、午前中の答弁にも説明させていただきましたが、赤間白浜線外6路線、主要な市道につきましては、のり面の調査等を行いまして対策を検討していくということで、26年度予定をしております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 私が言うのは、海岸部分の国道が使えない場所が何カ所も出るだろうと、町内東西本郷も想定によれば使えないよと、そのときに、繰り返しになるけれども、白浜から須崎方面へつながる道路は必要だと思いますよ。それは国道は優先的に復旧するかもしれないけれども、そんな簡単に東海道筋の国道だって、全部新東名のときはだめになっていく中で、下田まで来るのにそう早い段階で回復するとはちょっと想定しづらいので、そこは今日結論を出せといっても無理だろうけれども、考えてもらって、なければ国・県と相談して、やはり下田にとって必要なものであれば、それはちゃんと必要だということでやってもらいたい。

○議長（土屋 忍君） 時間です。

副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 庁舎の問題につきまして、一つ確認をさせていただきたいと思えます。

昨年の12月議会でもいろいろ庁舎議論がございました。今年の3月議会におきまして、現在地、現在決定されている高台移転が正当であれば、その正当性に対してしっかりと市民の皆様にご説明していきたいと。そこに問題があるのであれば、疑問があるのであれば、その疑問について再考の必要を検討すべきというところでご答弁させていただいた経過があると思えます。

その後、当然いろいろこの候補地についての問題は、内部的には検討を進めてきたところでございます。その検討するに当たりまして、可能性を探るためにはまだ公表できない状況の中で物事を進めていかなければならないという、そういった事態は当然あり得ることなんです。

これまでの時間の中では、そういう流れの中では、さまざまな角度から検討していくために、いろいろな地権者、あるいは企業等の研究開発、現在の建築土木工学の中でどのような耐震対応の建物が可能なのか、この辺の地盤の液状化の問題も含めて、いろいろお知恵を拝借してまいりました。その結果について、ある程度公表できる段階に至ったという判断のもとで、今回議会の中で答弁させているわけでございますので、その辺の時間の流れの中で、この6カ月何もしていなかったということではなくて、さまざまな動きがあったということだけをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） これをもって、3番 伊藤英雄君の一般質問を終わります。

次は、質問順位6番。1、県の第4次被害想定を踏まえての下田市防災・減災対策について。2、下田市新庁舎等建設基本方針の提示について。3、吉田松陰寓寄処の屋根改修と保存修理工事の実施について。

以上3件について、14番 大川敏雄君。

〔14番 大川敏雄君登壇〕

○14番（大川敏雄君） 私は今、議長が紹介していただきました3点につきまして質問をさせていただきます。

まず第1点目でございますが、県の第4次被害想定を踏まえての下田市の防災・減災対策についてお尋ねをいたします。

静岡県は去る6月27日、今後の地震、津波対策の基礎資料として活用する第4次地震被害想定第1次報告を公表するとともに、津波対策を初め建物被害、火災、山・崖崩れ等の広範な地震対策の主要な行動目標となる地震・津波対策アクションプログラム2013を公表いたしました。

東日本大震災を踏まえ、駿河南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで考えられる最大級の地震、津波を想定したもので、最大死者数は静岡県全体で10万5,000人、下田市では何と人口の約20%に当たる5,100人が死亡すると。最大全壊・焼失棟数は下田で約3,700棟に達することを推定しております。

2001年、つまりは平成13年の策定の前回の3次想定を大きく上回る結果となり、国を初め県及び市町は、被害軽減のための迅速かつ抜本的な防災・減災対策が迫られているところがあります。

下田市においては、東日本大震災以降、指定避難場所、避難ビルの一部見直し、防災行政無線のデジタル化、電柱への海拔表示、自主防災会への避難路、避難施設への補助金の交付、総合地域防災訓練及び津波被害訓練等の実施とあわせて、本年25年の予算におきましては、津波ハザードマップの作成、あるいは津波避難施設の整備事業で下田幼稚園避難路防災工事には5,000万、小山田避難路整備工事に187万2,000円、さらには地域防災計画の策定業務委託として800万を計上し、さらには今回の9月補正におきまして、非常用の電源装置設置工事に約3,076万4,000円を計上して、防災あるいは減災対策に取り組んできたのであります。

そして、本市にあつては施政方針にも明記されているとおり、巨大地震、津波に対する防災・減災対策は最重要事項と位置づけておるのであります。これが促進を図る観点から、次の諸点について市長及び市当局の見解をお尋ねいたします。

まず第1に、下田市の地震・津波アクションプログラムの策定についてお尋ねいたします。

静岡県は第4次地震被害想定を踏まえ、基本目標に3つ上げてあります。1つは、地震・津波から命を守る。2つ目には、被害後の県民の生活を守る。3つ目には、迅速かつ着実に復旧・復興を成し遂げる。3項目を挙げ、151項目の減災を目指した施策を提示し、計画期間を平成25年から平成34年までの10年間としてあります。そして、151項目のうち、54項目は市町が主体とされ、施策ごとに目標指標、数値目標、達成年度を作成したプログラムの策定を県は各市町に求めていくということになっております。

静岡県は、この具現化を図るために、6月の補正予算に市町の調査コンサルタントの派遣費用として1億円を盛り込んでいるのであります。これの対象となりますのは、避難施設整備、避難所配置、資機材整備など各種計画づくりが主なものであります。

そこでまず第一に、下田市の地震・津波アクションプログラムの策定に当たっては、人命を守ることを最も重視しなければなりません。下田市は、平成18年度に伊豆縦貫自動車道建設などの社会情勢の変化を踏まえまして、都市計画プラン、今のマスタープランを見直いたしました。

そして加えて、平成23年3月のあの東日本大震災が発生し、津波を考慮した防災計画の見直しが必要となり、実は平成27年度に新しいマスタープランの策定に向けて、今現在当局は

取り組んでいるところであります。市民の命の安心・安全を守るため、景観上も十分配慮した災害に強いまちづくりの計画を打ち出すことが非常に重要であります。新しい都市計画マスタープランの策定と、密接なかかわり合いがある下田市のアクションプログラムの策定に向け、具体的にどのような方針を持ち、考え方を持っているかお尋ねいたします。

また、第4次被害想定では、津波から県民、市民の命を守ることを最重点課題とし、その対策に集中して取り組むことと、その対策の柱を津波を防ぐ、津波から逃げる、津波に備えることにしております。

第2の質問は、津波から逃げる対策については、県は各市町に対して津波避難計画の策定及び住民配布用の新たなハザードマップの整備の促進を上げております。当市にあっては、達成時期を含め具体的にどう取り組んでいくのかお尋ねいたします。

第3に、津波に備える対策については、津波到達時間内に安全に避難できるよう、津波の避難タワーや命山の設置、あるいは津波避難ビルの指定の見直し、避難路の整備等、避難困難エリアの解消のために具体的な目標の策定をその達成時期を含めてお尋ねをいたします。

第2には、自主防災会の機能強化対策についてお尋ねいたします。

昭和51年8月、東海沖地震で大地震が明日起こっても不思議でないという東海地震説が発表されて以来、地域住民が自らの身の安全と避難行動を組織として実践し、自主的に地域の失火防止、初期消火、被災者の救出・救護、避難所の運営などを協力し合い、助け合うことを目的として昭和52年度から結成が始まり、現在市内には48の自主防災組織が整備されております。

巨大地震における被害の軽減、減災に果たす自主防災会の役割、機能はますます重要となっております。当市は自主防災会の活動の充実化を目的に、実は平成13年11月に自主防災組織活動のマニュアルを作成いたしました。私はこの機会にいわゆるマニュアルの改定下田版を作成することが、自主防災会の活動の充実化の一施策となると考えておりますけれども、市の当局の見解をお尋ねいたします。

また、自主防災会の機能強化策として、本年度、市自主防災会連絡協議会が新設され、連携を強化することはまことによいことと考えております。しかしながら、区長と自主防災会長の兼務を解消し、専任会長化を図ることについては、よく各区の意見と実情を聞いて慎重に私は対応すべきであると考えますが、市当局の見解をお尋ねします。

それから、自主防災組織における地域防災訓練では、避難所での避難生活訓練が余り今日までされておりましたが、地域の防災力を高めるために、ぜひ私は必要な訓練だと考

えております。市のアクションプログラムには積極的に取り入れていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

第3に、高齢者及び障害者等、災害時要援護者への支援体制づくりについてお尋ねいたします。

災害時に、地域の共助で高齢者や障害者を守る災害時要援護者避難支援体制づくりについては、国が2005年、平成17年3月に指針を示し、県が2007年、平成19年4月に市町が参考となるモデル計画を作成しまして、2012年、つまりは平成24年3月までに県内の各市町では支援計画を定める全体計画を策定いたしました。しかしながら、障害者の個人情報はどう扱うか、個々の要援護者に安否確認などを行う避難支援者を決めていく個別計画のこの策定など、実施に向けては課題が非常に多い。各市町においては模索が続いているのが私は現状だと思います。

当市にあっては、要支援者の、援護者の正確な全体的な把握、あるいは避難支援者の決定等個別計画、あるいは車椅子やリヤカー等、支援用の資機材の整備、さらには避難所での受け入れる優先トリアージ導入等、要援護者への支援体制づくりをどう考えているか、お尋ねいたします。

第4には、災害拠点病院の空白地域における医療体制についてお尋ねいたします。

静岡県は7年ぶりに南海トラフ巨大地震を初め、局地災害にも対応できる医療救護計画を改定いたしました。静岡県内の8つの2次医療圏での災害拠点病院の指定は、伊東市民病院が本年度中に追加されますと21病院となります。賀茂下田地域のみが災害拠点病院の空白地域となります。災害拠点病院の指定は災害派遣医療チームを保有していることが要件となっております。災害医療コーディネーターは、災害時の医師、看護師、病床という限られた地域の医療資源の需給を調整する役割を担っているのであります。

賀茂圏域では、大規模災害発生時における医療体制に不安を抱かざるを得ません。平成24年、昨年12月21日でございますが、第1回の賀茂地域災害医療対策会議が下田市総合庁舎で開催され、同対策委員会が設置されたと聞いております。体制整備に向けて具体的にどう取り組んでいくのか、市長は災害拠点病院の空白地域の解消を図るため、今後どのような取り組みをしていくのか、お尋ねを申し上げます。

また、地震が発生し負傷者を発見した場合、家庭内や自主防災会は応急手当てを行い、いわゆる重症患者や中程度の負傷者は市が設置する医療救護施設、つまりは救護所は稲生沢の場合で言えば稲生沢小学校、救護病院は下田では下田メディカルセンターになるでしょう。

仮設救護病院は下田中学校に搬送されることになっております。今日の防災訓練において、地域、地元の医療施設のお医者さんが参加した訓練を実施したケースはほとんどなかったと記憶しております。自主防災会の役員の中には、その必要性を主張している方もおられます。今後の防災訓練に医療関係者のこの協力をいただき、そして参加のもとに実施することが私は大切だと思いますが、いかがなものでしょうか。

第5に、南海トラフ巨大地震に備えての特別措置法の早期制定に向けての要望活動についてお尋ねいたします。

南海トラフ巨大地震に備えて、自治体が津波対策として避難施設や避難路を整備する場合、小学校、幼稚園、保育所、福祉施設、病院等、高台へ移転させる場合、膨大な費用が要します。現に、下田市においても、新たな認定こども園は当初計画では第3保育所の敷地に建設する予定でありましたが、東日本大震災の大津波を目の当たりにしまして、高台による敷根のスポーツセンターの隣接地へ移転することとし、現在、平成26年4月開園を目指して建設工事が実施されているところであります。認定こども園は全体工事で約10億円で、そのうち約4億円が造成工事であります。造成工事に対して、現行制度においては補助や起債の対象になっておらず、丸々下田の負担になっております。

昨年12月、市長を初め市議会が県庁に出向き、津波対策としての高台移転に伴う造成工事は国及び県の財政支援の対象にすべきである旨、要請してきましたが、残念ながらその主張は通りませんでした。南海トラフ巨大地震に備えての財政支援を織り込んだ特別措置法の早期制定については、去る7月31日に広域災害の備えを進める静岡県知事を初め9知事会議が国に対して早期に制定するよう要望しているところであります。また、私たち下田市議会でも、東海市議会議長会への提出議案に南海トラフ巨大地震対策特別措置法の早期制定を上げたところであります。今後、県・市長会等を通じて特別措置法の早期制定を目指し、積極的に取り組んでいくべきと考えますが、市長の見解をお尋ねいたします。

第2点目には、下田市新庁舎等建設基本方針の提示についてお尋ね申し上げます。

実は、私の本年3月議会の一般質問におきまして、前石井市長のもと、平成24年4月、市が正式に決定した市役所の建設位置、つまりは敷根地域（公園前面）を含む新庁舎等建設基本計画が実質上、平成24年度中に策定できない理由は、建設位置について市長の方針が決定していないことが要因になっているのではないかと市長の見解をただしたものであります。市長の答弁は、一口で言って白紙撤回と解釈されたものであります。

その上で、静岡県の第4次地震被害想定を参考にして、早い時期に建設位置を含めた市長

の方針を提示するというものであります。また、この3月議会に上程されました平成25年度当初予算には土屋雄二議員の一般質問の指摘を受け、敷根公園内のエントランス広場から駐車場と、それから調整池にかけての斜面の地震時安全性を検証するため、地滑り解析を目的とした地質調査費637万4,000円をこの3月議会に提示をされ、議会はこれを承認し、そしてなおかつ8月上旬には業者に委託がされております。市民からも高台移転賛成、反対、双方の意見が出され、さらには議員の一般質問を通して建設位置に関する質問がされ、いわゆる討論百出の状態の下田市民のみならず静岡県民から市長の決断が注目されているところであります。

そこで、本年6月議会では、実は岸山議員はいわゆる決定された石井前市長のもとで決定された敷根公園の前面も現在位置もだめだと指定し、敷根地域にかつて南高移転工事の民有地を念頭に置いて、市庁舎を中心としたまちづくりを提案されました。また昨日、鈴木議員は伊豆急下田駅改築と一体となった新庁舎の建設の検討を提案されました。また、先ほど伊藤議員は、現在の位置の建設は市民の大事な命は守れない、あるいは市の機能を失ってしまう、また避難所としては適切でないと、こういう意見提言が先ほどされたところであります。

私のスタンスは、つまり3月議会に白紙になった以上、市長がまちづくりの最高責任者ですから、いわゆる自分はこういう場所にしたいと、どうか市民の皆さん、議員の皆さん、意見をそれに述べてくれというのが手続の本来のものであらうと思います。

そういう視点からずっと眺めてみますと、今の状態では、市民や議会の意見は高台移転を推進すべきであるという意見が、相当大勢を占めているなという感じを持っております。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

○14番（大川敏雄君） このことに対して、楠山市長の答弁は、伊豆急下田駅の合築による建設案を含め、現在地及び周辺地域を市民の前に代替案を提示している。どちらにするか、議会を初め市民に相談、了解を得て決めたいという答弁だったと思います。

そこで、私は4点ほど質問をいたします。

まず第1に、過去の一般質問等を通じて、第1に代替案を出したいというんですから、代替案は伊豆急下田駅と新庁舎の合築を想定したものが大きな骨子となるとのことでありますけれども、6月議会で岸山議員が提案した敷根高台地域の民有地、つまり南高を移転させようという候補地については、これは代替案に含まれないかどうか、この点について確認をしたいと思います。その点についての答弁を願いたい。

第2には、本年度の先ほど言いましたけれども、当初予算に地質調査費を上げております。

そして、この地質調査がもう既に委託されているんですが、これが地震時に安全性が確保できるという結果が出た場合、このときにも代替案を提示するのかなのか、これもひとつお尋ねしたいと思います。

第3に、市長は先ほどの伊藤議員も含め、一貫して現在まで建設の年度を平成30年度までの新庁舎の建設の旨を表明しております。そして、来年の秋頃までには決定をしたいと、こう言うんですが、私は長年の経験の中から、少なくとも代替案の提示は本年度中か、あるいは遅くとも来年の6月頃までには提示しなければ、平成30年度の建設はできないと思います。これについて、市長の見解をお尋ねいたします。

さらには、この代替案は新庁舎の機能、規模あるいはこの建設の位置、建設事業費及び建設時期に加えて、特に地震・津波対策について事業概要の提示が必要であります。そのためには、事業概要の策定業務の委託手続が前提となりますが、提示する場合には予算措置等をして、そしてきちんと専門家、その他の意見の庁内の問題もそうですが、手続をした上で出さなければ意味がないと思います。その点についていかがでございましょうか。

○議長（土屋 忍君） 5分前です。

○14番（大川敏雄君） 最後に、吉田松陰寓居処の屋根改修と保存修理工事の実施についてお尋ねいたします。

吉田松陰寓居処村山邸は、72年前の昭和16年10月27日に静岡県の指定史跡となり、村山家において管理されていましたが、昭和55年4月に建物が村山家より下田市に寄贈され、それ以降、下田市の管理により保存、公開されて今日に至っております。

萩市と下田市はちょうど私が議員になった年でございますが、昭和50年10月28日に吉田松陰先生の縁で、この姉妹都市提携を結び、来月には38年となります。村山邸を適正に管理することは歴史を生かすまちづくりを目標としている当市にあっては、重要な行政的な課題と認識するものであります。

下田市の管理になった以降、昭和50年代に3回程度修繕が実施され、平成3年には屋根がカヤぶきという特質上、全面的にふきかえが行われました。それ以降ちょうど22年が経過しております。カヤ材が劣化し進み、文化財史跡としての価値を維持するため、全面的なふきかえが必要な状態となっているわけでありまして。

第4次総合計画では、実は年度内訳を見ますと、本年実施する予定になっております。私は来年、平成26年度には村山邸の屋根改修工事を予算すべきであると思いますが、教育委員会の方針をお尋ねいたします。

また、竹垣の修繕や、昭和63年度に新築した便所の洋式化を図ることも……

○議長（土屋 忍君） 3分前です。

○14番（大川敏雄君） この機会に同時に実施する必要があると思いますが、あわせて見解をお尋ねして、質問を終わります。

○議長（土屋 忍君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、大川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、防災の関係したご質問であります。多岐にわたっておりますので、私からは2点ほどお答えさせていただきます。その他の項目に関しましては、担当課より詳しく説明をさせていただきます。

まず、防災の中で、災害拠点病院の空白地域における医療体制ということで、下田賀茂地域のみが災害拠点病院の空白地域である。平成24年12月第1回賀茂地域災害医療対策会議にて対策委員会が設置されたという中で、体制整備に向けて具体的にどのように取り組んでいくかと、また災害拠点病院の空白地域解消のために今後の取り組みというようご質問だったと思います。

まず、平成25年の8月時点では、災害拠点病院は県下20病院、伊東市立病院が近く指定されるということで、賀茂地域のみが災害拠点病院がないという状況になります。災害拠点病院の指定要件としまして、災害派遣医療チーム、DMATと訳されますが、を保有し、その派遣体制があることというのが大きな条件だということでもあります。このDMATは災害急性期におおむね48時間以内ということだそうですが、に活動できる機動性を持った専門的な研修、訓練を受けた災害派遣医療チームのことでありまして、その要件のほかに、そのほか運営上、施設整備の問題、搬送関係、ヘリコプターの離発着が近くにあるというような要件もクリアしなければいけないということでもあります。

そういう中で、下田賀茂地域に災害拠点病院がないということに関しましては、何とか対処しなければならない問題だとは思っております。圏域内の病院におきまして、県の拠点病院指定要件に準じた病院指定について、何とか賀茂健康福祉センター地域医療課と相談しながらお願いをしていきたいというふうに考えております。特に、下田メディカルセンターがそれに値するような施設になるということは望むことでもありますので、体制づくりは本当に大変なことだと思いますが、指定されるような働きかけをしていきたいというふうには思っております。

そういう中で、静岡県動きとしましては、2次医療圏の単位におきまして、地域災害医療対策会議を設置しまして、平時から地域の災害医療関係者によるネットワークを構築する方針ということの中で、賀茂地域においては平成24年12月21日に第1回が開催されまして、4名の災害医療コーディネーターの候補者が上がりました。災害医療コーディネーターは、この地域の災害医療対策の総括をする位置づけにあるところです。この4名であります、賀茂の医師会長、またメディカルセンターの院長、それから伊豆今井浜病院の副院長、それから西伊豆病院の院長というような形で候補としてお願いをして、順次整備を進めようということのようであります。

また、災害時の医療につきましては、市の医療救護計画を見直し、賀茂医師会、賀茂保健福祉センター、5つの救命病院も参加した対策会議の開催を引き続き県にお願いをし、対策を検討していくという必要があると考えております。

このような会議を通じて、災害時の医療対策の具体的な計画を定めまして、圏域内の市町や医療機関だけでは対応できないものにつきましては、県の協力を得られるような、そういう具体的な要望、提案を行っていきたいというふうに考えております。

続きまして、南海トラフ津波に備えましての特別措置法の早期制定に向けての要望活動ということですが、9月2日に三島市で開催されました9月定例市長会におきまして、県予算に対する要望提言として防災対策の充実強化についての協議をいたしまして、地震・津波対策の充実強化に関する緊急要望を行うことになりました。さきの9月9日に県市長会会長の原田袋井市長と県市町村会長遠藤長泉町長によりまして、川勝知事に対しましてその要望が伝えられたところであります。

また、これからですが、10月23日に岐阜県の郡上市で開催されます東海市長会臨時総会の提出議案におきましては、地震・防災対策の充実強化についてでありまして、これは南海トラフ巨大地震対策特別措置法の早期策定と趣旨は同じものでありますので、今後全国市長会を通じて国に要望してまいる手はずになっております。

他の防災の関連につきましては、担当課より詳しく後ほど述べさせていただきます。

続きまして、下田市新庁舎等の建築基本方針につきましてのご質問にお答えをさせていただきます。

今後どのような手続を踏んで建設位置、機能、規模、概算事業費、全体的スケジュール等を含む建設基本方針をいつまで市民の前に提示される予定であるかというようなご質問が主だったというふうに思いますが、4点ほどのことも提示いただきましたので、1つは、代替

案ということの中で、6月の議会のときに岸山議員より提示されました敷根地区という形の敷根公園隣接の広大な土地、その部分を利用したらいかがというような提案がありました。提案としては、私は価値あるものだと思いますが、現在代替案として考える中では幾つもの代替案をつくって選ぼうというような作業というふうには考えておりません。

まずは、市民会議において、敷根地区と現在地ということを並列で提示され、そして敷根公園の横が適当であると決められた経緯もありますので、私としては代替案としては現在地あるいは現在地付近、駅あるいは駅付近というような形で、まずは代替案として考えていきたいというふうに思います。

その中で代替案としてなり得ないという状況がもしありましたら、またそれは違う状況があらうかと思いますが、現在はあり得ないということも考えずに、まずは代替案としてしっかりと調査、検討をしたいというふうに思っています。

続きまして、地質調査の問題ですが、今、敷根のグラウンドを中心に地質調査をされているところではありますが、結果によって地質に安全が保証されるということになりましたら、敷根公園横の候補地に決定をどうかというような話だと思いますが、私が敷根地区の代替案として、現在地あるいは駅周辺というようなことを提示する理由の1つは、あそこの地盤が悪いからというような理由ではありませんので、地盤のほうで安全が確保され、あそこが避難地として、避難所設営地として、あるいは自衛隊が招集する地域として安心だというふうに保証されれば、それは本当にうれしいことでもありますので、特にあそこが地質的に安全が確保されたからといって、そこに決めるというようなところではないというふうに考えています。

それから、提示の時期等の話ではありますが、3月の定例会で敷根公園を含めた見直しを提言をいたしました。6月の定例会では、見直しの中で、私のまちづくりの理念というようなものも含めまして、避難ビルとしての活用も含め、防災拠点としての両立が可能であるならば、中心市街地に庁舎はあるべきというような考えを述べさせていただきました。

そういう中で調査した結果、津波の脅威に対応できる建築物が現在地周辺に計画するというようなことも含めまして、これから検討をしていきたいというふうに考えておきまして、具体的な手順につきましては、今後調整してまいりたいと思いますが、今、考えておるところによりますと、この計画につきましては、先日の臨時政策協議会におきまして、委員の皆様様に説明をしまして、現在地周辺について伊豆急下田駅も含め、新庁舎建設計画を考えてみたいというようなことを説明し、今後、調査検討を進めてまいりたいということを考えてお

ります。

現在地での計画は、本年度内に庁内会議において、プロセスを説明しまして、下田市新庁舎等の建築基本構想、基本計画審議会、また下田市議会の全員協議会におきまして、今後のスケジュールを説明していきたいというふうに思っております。

今後のスケジュールに関しましては検討中でありますので、今、述べる段階ではありませんので、ご承知いただきたいと思えます。

また、12月の議会におきまして、駅周辺の液状化対策の調査や事業費の簡易なプラン作成のための補正のご審議をお願いをしたいというふうには考えております。これらの検証に加えまして、先ほど伊藤議員のときにもお答えしましたが、有識者会議による比較、検討等も含む意見聴取も行うと考えてはおります。そして、結果に基づいて作成しましたプランにつきまして、全員協議会への報告やパブリックコメントの実施等を経まして、推察しますと平成26年9月をめどに、政策会議を経て建設位置を決定していきたいというようなことを今、考えております。

機能、規模、事業費の概算等につきましては、位置決定後に具体的に進められるというふうに考えます。

建築のスケジュールにつきましては、決定した位置によりましてさまざまな法的な規制等の制約もありますが、現時点におきましては、平成30年度の完成を目指していきたいというふうに思っております。

それから、最後の質問でありました吉田松陰の寓寄処の案件につきましては、後ほど教育長よりご説明をさせていただきます。

まずは、私からは以上であります。

○議長（土屋 忍君） 教育長。

○教育長（野田光男君） それでは、私からは大きな3点目にございました吉田松陰寓寄処の保存、修繕に関するご質問にお答えをさせていただきます。

まず、この吉田松陰寓寄処でございませけれども、開国、開港の歴史を持つ下田にとりまして、大切にしていかなければならない、そういう史跡の一つであると、このように認識をしております。

議員ご指摘のとおり、ここ20年以上、手を加えることなく今に至っておりますけれども、現在ではこのままにしてはおけないと、そういう状況にある、このように思えます。

また、この8月でございませけれども、下田市内の教職員を対象にしまして、下田の歴

史と文化を学ぶ史跡めぐり研修会を開催しました。そのコースの中の1つとして、寓寄処を訪れましたけれども、そのとき、管理人さんからも「屋根はカヤが抜け落ち、そこにコケが大分生えてきています。猿が出ると滑り台がわりになして遊んで、そのときにはカヤが固まって落ちる、こういうこともありますよ」、このように話されていました。私も現状を確認しまして、急ぎ修繕が必要である、このように思います。

そこで、ご質問の平成26年度における屋根修繕工事の予算化についてでございますけれども、この7月中旬でしたが、私たち県に対しまして、平成26年度静岡県文化財保存費補助金事業計画書、これを提出しまして、11月中旬に県のヒアリングを受けることになりました。したがって、教育委員会としましては、県のヒアリングにおきまして、県の補助金を受けることができるという状況になれば、平成26年度当初予算として予算要求をしていきたい、このように考えています。

次に、2点目のご質問の屋根修繕工事にあわせた竹垣の修繕及びトイレの洋式化、これについてでございますけれども、竹垣の修繕につきましては、今申しました補助金の計画書の中に含んでございますので、この屋根修繕工事の中で対応をしていきたい、このように考えます。

トイレの洋式化につきましては、県との協議の中で、さきの補助金の中で対応が可能であれば、同じく竹垣修繕と同様にこの中で対応していきたい、このように思っています。県補助金の中で対応できない場合になった場合は、市費で対応をできればと、このように思っています。

なお、洋式化の方法でございますけれども、現状は簡易水洗式となっていて、これを水洗方式にしますと合併処理浄化槽の設置が必要となってきます。したがって、多額の費用がかかることから和式の便器から洋式便器への取りかえということになることもございます。

いずれにしましても、竹垣、トイレの修繕、これにつきましては、そのように行っていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時11分休憩

午後 3時21分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） アクションプログラムの策定に関するご質問でございます。

下田市の策定するアクションプログラム2013は、県の第4次地震被害想定を踏まえ、人命を守ることを重視し、地震・津波対策をハード・ソフトの両面から被害をできる限り軽減するため、建物被害への対応、火災、崖崩れ等の広範な地震対策の主要な行動目標を策定するものでございますが、その中では昨年度より改定作業を行っております下田市都市計画マスタープランにおいても、防災・減災に資する視点での改定が進められていることからアクションプログラムの改定に当たっては、避難路、避難地整備等についても取り組み目標の一つとして位置づけがございますので、改定作業については、都市計画マスタープランとの方向性などを十分協議し策定を進めることは必要と考えております。

次に、ハザードマップの件でございますが、津波避難計画につきましては、津波による人的被害を防ぐための避難計画の策定や津波避難の啓発、津波訓練の実施などの方策について、避難計画策定指針に基づき策定をすることになります。今後、各地域の自主防災会などと協議を行いながら策定していくものでございます。

ハザードマップの作成については、施設整備や訓練等の広範な津波対策の基礎資料となるものでございますので、早期の策定が望ましいと言われております。このため、今年度の完成を予定しております。完成部数は1万4,000部を予定するものでございます。これにつきましては、全戸配布をいたします。また、本市に転入者等についても窓口のほうに配備をいたしまして周知を図るものでございます。

次に、津波避難タワー、命山等のご質問の件でございますが、東日本大震災をきっかけに津波からの緊急的な避難場所としての県内各地に設置をされております津波避難タワーでございますが、高台や高い建物がない沿岸部への住民には避難先として期待されている一方で、維持管理や安全管理の問題など解決すべき問題も多いとされております。

こうした問題からタワー以外の選択肢を考える自治体も増え始めており、人工の高台避難施設、津波避難マウント、いわゆる命山がその一つとされております。一方で、命山を建設するには広大な敷地が必要になることから、本市においては設置は困難な状況と考えており

ます。

津波タワーにつきましては、避難困難地域の対策の一つとして考えられますが、場所の問題等も含め、総合的な視点で判断が求められております。

避難困難エリアの解消についての件でございますが、今後、津波避難計画を策定する中において、津波浸水域の全員が適切な避難行動がとれますよう対応を整理した上で、津波避難施設、避難路等の整備目標を策定し、その目標達成に取り組んでいくこととなります。

次に、自主防災のマニュアル等の関係でございますが、現在、自主防災会には平成13年度に策定したものが配付されておりました、相当な年数が経過してございますので、それにかわるマニュアル手引きとして、静岡県防災局が発行をしております自主防災活動マニュアル、これの活用をお願いして各自主防災会のほうには参考として配付をしております。

本年度、下田市地域防災計画の改定を行いますので、この中で広域避難場所等一覧、あるいは避難所運営等にかかわる資料集もつくる予定でございますので、こういうものをピックアップしまして自主防のほうに見やすい手引きとして配付をすることを予定しております。

次に、区長と自主防災会長の兼務についてでございますが、下田市自主防災会連絡協議会は、平成25年1月に発足のため、ここで同意は得て発足をしたんですが、同年の3月19日に会則を承認して新年度の4月1日から施行するというところでございました。期間も余りなく早急に進めた経過がございまして、会議では確かに、区長と自主防災会長と分けたほうがよいとの発言の経過もございましたが、一緒のほうがうまくいくという区のご意見もあり、結果、それぞれの区の判断に委ねる形となりました。

この件につきましては、今後1年間のさまざまな課題等が発生した場合にその都度修正をし、その件も含めまして協議をし、自主防災連絡協議会の体制を順次整えていきたいと、そういう形で事務局のほうは考えております。

最後に、自主防災組織における避難場所運営訓練についてでございますが、自主防災組織の運営訓練につきましては、アクションプログラムに防災訓練の充実強化として盛り込み、定期的な防災訓練を実施していく方針を示していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） 私のほうからは、高齢者及び障害者等、災害時要援護者への支援体制づくりということの中で4点ほどご質問があったと思います。

1点目に要援護者の正確な全体把握、また2点目に要援護者の決定等個別計画、3番目に

車椅子等の支援用資機材の整備、4番目に避難所への受け入れる優先トリアージ導入という点につきまして、ご説明を順次させていただきたいと思っております。

まず、1番目と2番目は合わせまして答弁とさせていただきたいと思っておりますが、この要援護者に関する経過につきましては、議員ご説明の経過のとおりであり、当市におきましては、21年の2月に下田市要援護者台帳登録用紙を全戸配布しまして、その後台帳の登録整備を続けてまいり、要援護者台帳の整備に図っているところでございます。

平成25年3月末の数字で申しわけございませんが、現在939人の登録というふうになっております。要援護者台帳は災害時に援助が必要であると感じる市民の方が申請書に記入をしていただき、自ら登録するというものであり、毎年度更新をさせていただき、各地区の民生委員・児童委員また自主防災会、下田警察署、下田消防署、健康増進課、市民課防災担当、社会福祉協議会、そして私ども福祉事務所で保管をし、災害時の要援護者の把握に活用をさせていただきます。

災害につきましては、自らの命は自分で守ることが基本でございますが、自分自身や家族以外の支援を受けなければならない要援護者等につきましては、市民による共助の体制を確立していただきたいということで、昨年末までに要援護者台帳へ自主防災会等の協力を得まして、個別計画として避難の支援方法を記入をしていただいたという経過がございます。

また、別途各地域の民生・児童委員におきましては、要援護者台帳のほかに、民生委員台帳というものを独自に情報収集をした要援護者に対するリストが登録、整備をされております。この人数におきましては、695人という人数に現在なっております。この民生委員台帳につきましては、個人情報の関係もございまして、通常では公開できませんが、災害発生時には台帳を公開し、要援護者の安否確認等を把握に活用することとされております。

このように、要援護者台帳または民生委員台帳に登録をされている要援護者につきましては、現在1,634人という人数になっております。これにつきましては全体把握かと申しますと、その辺の確かなものではございませんが、一応民生委員さんの現地での調査等を含めましての数字ですので、ほとんどの方が把握できているのではないかと私のほうは思っております。

次に、避難時に使う車椅子やリヤカー等の資機材の整備の関係でございますが、車椅子やリヤカー等は有効な場合があると私も考えております。ただ地域での避難への資機材につきましては、購入並びに導入につきましては、現在自主防災会等において購入をしていただき、

防災関係の補助金制度を活用していただくしかないということになっておりますので、また今後検討も必要かなというふうには考えております。

もう一点の避難所での受け入れる優先トリアージの関係でございますが、高齢者並びに障害がある方の災害弱者の避難所優先利用につきましては、現在福祉避難所を4カ所、市のほうでは協定を締結しております。

まず、この避難の関係でございますが、地域防災計画の中にも災害用援護者対策という欄がございます、まず避難につきましては、各地区の避難所のほうに避難をしていただきます。そちらのほうで避難者が避難所での対応が困難となった場合につきましては、福祉避難所のほうに移っていただくというようなことで考えております。

ただ、一般の避難所から利用対象者の判断、要するにトリアージの関係ですね。それと移送の関係につきましては、今後細かい部分での打ち合わせができていない部分もございますので、地域防災計画が現在検討されております。その内容を踏まえまして、今後細かい部分でも検討をさせていただきたいと、私のほうは考えております。

以上で終わりです。

○議長（土屋 忍君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 救護所についての訓練についてお答えいたします。

災害は発生した場合、最も重要なことは人命救助であると言えます。先ほどの大川議員の質問の中でも、地震・津波から命を守ることが一番に上げられていました。やはり人命救助に当たって、被災地内の医療機関、これは自らも被災する可能性があります。やはり被災現場においては、最も早く医療活動を実施できる、この場所が救護所であるというふうに考えておりますので、その訓練は非常に大切だというふうに思っております。

今までの訓練については、図上訓練、情報伝達訓練、それと救護所の医療キットの確認、こういったものを行ってまいりました。ただ、救護所の設置や運営、こういったものの訓練については、今まで行ってきてございませんでしたので、今後これはもう非常にやる必要の高い訓練であると言えますので、こういったやる方向で、実施の方向で医師会と連携、協力しながら進めていきたいというふうに考えております。

具体的な救護所を設置、運営についての具体的な課題ではございますが、これは発生初期から開設、運営できるのか、救護所の役割や設置場所について再確認する必要があるのかどうか、こういった課題が1点上げられて、6つほど言いますが、救護所の設置場所や役割について理解してもらい、救護所から救護病院、救護病院から拠点病院、こういった救護病院

や拠点病院が本来の役割を果たせるよう、住民に周知していく必要があるではないか、こういったことがまず2点目。

それと、医師を初めとする医療スタッフの配置はできているが、遠隔地にいる、居住している医師の参集、看護職員の不足、こういったものの不足の懸念、こういったものの対応、こういったものをどうしていくのか、これが3点目。

4点目としましては、災害対策本部、消防、医療機関の関係機関への連絡体制や搬送方法、こういった確認が必要となっていてあります。こういったものも事前に訓練を通じて浮き上がらせていきたいというふうに考えております。

5点目、立ち上げ時から使用する資機材、医療品等の必要物品について内容、個数、保管方法等、管理体制について事前に検討が必要だろうというふうに考えております。

あと最後になりますが、少人数での立ち上げや応急手当て等は関係者全員で実践的な訓練が必要になってくるんじゃないかという、こういった6点を課題に上げながら、訓練の実施に向けて、こういった課題を実践に向けてどうやってクリアしていくのか、災害については日頃から備えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） それでは、防災関係は市長が答弁したところから質問に入りたいと思います。

まず、災害拠点病院の空白地域における医療体制でございますが、市長、認識は相当持っておられるようですが、ともかく巨大地震において、この南伊豆地域は陸の孤島になるわけです。そういう面で本当に努力してほしいというのは、この共立湊病院の平成23年6月現在で、前市長が我々に説明した、そのメディカルセンターの指定条件が4つあるわけなんです、この中に災害拠点病院指定に向けた体制整備と、この指定条件がありますよというのを我々に説明しているんです。

ですから、これはひとつなかなか大変なことだとは思いますが、少なくとも命の大切さの平等を確保すると、こういう視点からすれば、これは全力を尽くさなければいかんと思います。

あわせて、そういったことを踏まえて、24年12月第1回の対策会議を県で開きましたけれども、僕は新聞紙上しかわからないけれども、1回開いて何にもあとは協議をしていないんじゃないですか。これは市長が今、答弁されたように、対策会議で十分検討して県に協

力を求めていきたいんだと、こういう強い意思を表示されましたけれども、実態は、この種の会合は1回開いてそれっきりじゃないんですか。その点についての現実の状況はどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

それから、津波の避難計画を策定しろと県のほうは今、市町に言ってきているわけですが、焼津さんの資料があるんですが、焼津さんの場合は、地域の実情を考慮して各自治会の津波避難地図を住民と協議して作成したと。各家庭においては、津波避難場所や津波経路を確認して調べるため全戸に配布した、こういったことで何回も自主防災会と、今まで24年11月の資料ですが、もう先進地はそういう被害に向けたソフトの円滑な支援活動というのをまちの中でどんどんやっているわけですよ。市と自治会が協議して。

これはひとついろいろな問題が、この避難の計画を確定するには自治会なり、あるいは学校や幼稚園やあるいは企業、さまざまな団体と協議をして、協議を重ねて、そしていわゆる実地訓練もして、実情調査をしてつくっていくものだと思いますよ、時間も相当かかる。しかし、もうやっているところがあるわけで、ひとつぜひこの件については、十分各地域の意見を踏まえて計画を策定していただきたいと思うんですが、いかがですか。

それから、津波避難ビルの指定でございますが、今、下田市は13カ所やっています。13カ所を見てもみると、素人ながら、これはもう本当に見直さなきゃいかんと思うんですね。見直すと言っているんですから見直すと思います。

下田市では、例えば下田幼稚園の避難路というのをいろいろな形で対応しているんですが、避難ビルは僕ら素人目で見ると、旧町内で一番安全なところはN T Tの屋上じゃないかと思うんですよ。こういったところに交渉を成立させて、そして屋外の階段が必要だったら県の補助をもらってつくってやると。幼稚園もあるけれども、やはりN T Tだって、これはああいふ安心なところは一番安全だと思うんだけど、そういったきめ細かい実態に見合う1つの対応が必要、見直しが必要じゃないかと思いますが、いかがなものでしょうか。

それから、避難所の整備ですが、今、下田市がやっているのは、いわゆる各自治会に対して、この避難の災害、避難施設の補助要綱をつくって、これは総事業費100万で、このうち半分、2分の1を市が持とうと、こういうようなことで対応していますけれども、実は今年予算を見たって、当初予算に150万、それで今度は次に6月はまた150万、そして今度はこの9月にまた150万補正しているんですよ。こんな調子なんです。

そうすると、各自主防災なり、区は金のあるところはあるけれども、ほとんどないんですよ、半分出せっていったって。ですから、こういう避難路の要求や整備をしようという必要

性のあるところは、まだまだたくさんあると思いますよ。だとするならば、この補助要綱をもう少し各自主防災会や、あるいは区の負担を軽減をすると、こういう努力が必要だと思いますよ。

あわせて、先ほども福祉の所長が言いましたけれども、リヤカーやその他、こういった類いのものに、この補助要綱にあわせて、あるいはまちが、全部市が持てば一番いいんですが、持てないとするならば、この辺のリヤカーや、そういったものについての整備も、いわゆるこの要綱の対象を拡大してやるのも一つの方策だと思いますよ、補助率を上げてね。この辺はいかがなものですか。

それから、マニュアルは計画を見直しながら新しい資料の必要な部分を配りますよと。私は特にお願いしたいのは、特に一般市民用、それから自主防災役員として活動する人、1枚ものでいいから裏表で、たくさん要らないから。これだけは役員に必要だと、あるいはこのことについては市民が知ってほしい、あるいはやらなければいかんということで、そういった類いのものをこの機会に、防災計画の見直しの時点で考えたらどうかと思いますので、もう一度これはお返事いただきたいと思います。

それから、自主防災ですが、ちょっとこれは教育委員会の関係になるかもしれませんが、焼津を見ますと、休日・夜間を想定して、住民がガラスを割って施設内に避難できるよう、市内の小・中学校など公共施設の進入の入り口を表示している。そして、ライフハンマーも配付して、焼津の場合は防災の役員に配付しているらしいです。そして、小学校の避難場所のどこをたたけばいい、たたくものを役員に渡すと、こういうやり方をやっているんですよ、やり方を。

これは僕は聞いたら、下田高校は明示しているらしいんですが、ちょっと今の市内の避難場所になっている小・中学校やあるいは避難場所の公共施設、こういった類いの場所はそういった対応はできているかどうか、これができていないとしたら、やはりこの防災、あるいはアクションプログラムを見直す段階においての対応をやったらどうかと、こう思います。

それから、庁舎の件ですが、はっきりしましたのは2つあります。

まず、平成30年度には予定どおり市長としては庁舎を建設したい、完成したい。2つ目には、いわゆる庁舎の1つの方針概要を26年の秋口まで、9月までに市民合意を得てきちんとしていたんだと。今、結局代替案ですから現状の案もあるわけですね、案も。これを市民と、あるいは議会や関係者とよく協議をして進めていこうというんですよ。そうすると、そういうスケジュールの中で、代替案を提示する場合に、少なくとももう来年の4月以降にある程

度代替案ができないと、2つの案を市民合意、あるいは議会の合意、庁内の合意、これらの手続をするには相当やはり時間がかかると思うんです。きめ細かい各地域の説明会も必要でしょう。

ですから、私は少なくとも、そのためには代替案をつくるには、やはり先ほど伊藤議員が言われたように、まずどういう組織でつくるのか、庁内は、市民的には、こういうことも大事だと思う。あわせて、専門家の意見も、これは本当に命がけでやるとするならば、きちんとした作成の、いわゆる事業概要がはっきりする。少なくとも、建設規模だとか概要、規模あるいは予算、どのぐらいかかるか、こういったことがないと、住民の手続はできないし、あるいは議会の合意もできない。そうすると、今年中のある段階で作成業務の委託の予算を幾らかかかるか、1,000万かかるか500万かかるかわからんけれども、そういう手続が必要になってくるんですよ。でないと、しっかりした論拠を持った1つの案というのは出ないと思います。

ですから、私が思うのは、ぜひ26年9月に市民合意を得る案を得るためには、これから1年間、こういうプロセスでひとつ検討したいんだというのを、もう一度市民にわかりやすく、私にも理解しやすい、いわゆるスケジュール的なこととテーマを、事案を説明してもらわないと。どうもわかったのは26年9月に結論出すということだけで、一番大事なのは、そのプロセスを議会や市民の皆さん方に、おい、俺としてはこういう形で代替案をつくるよと、そしてなおかつこの2つの案を住民の中で民主的な、開放された形で議論をして結論を出す、こういう手続がないと私はなかなか難しいと思うんですが、その辺はもう一度、市長、丁寧に年寄りにわかりやすく、回答をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 3分前です。

市長。

○市長（楠山俊介君） 防災に関しましては、各担当からもう一度きちんと説明をさせていただきます。

庁舎の件に関しまして、今、再度ということですので、先ほども述べましたが、もう一度ですが、大川議員のおっしゃるように、代替案として完成するためにはいろいろな調査、あるいは検討、そして手続を含め、また専門家のそういう見解とかが必要だというふうに思います。

それをどういうふうな形でやるかというのは、今、組み立てをしておりますが、その中で、

まずは庁内会議におきまして、庁内に検討委員会がありますので、そちらで代替案をつくっていくという作業の確認をしていきたいというふうに思います。その中で、先ほど言いましたが、12月議会におきまして、代替案をそれなりに肉づけをし説明できる、あるいは代替案として提示できるものにするためには、素人考えだけの話だけではできませんので、委託する話、あるいは先ほども言いましたが、そういうものを有識者の方に検討願いたいというふうなことになりましたら、そういうものを説明するための費用もかかりますので、そういうものを12月議会におきまして提示をし、認めていただきたいと思います。

その前に、審議会あるいは全協におきまして、きちんとそのものを説明をして、議会において、そのような予算手続というものが必要かどうかということ論議していただきたいというふうに思っております。

それを踏まえて、当然きちんとしたある程度の概要が出てくると思います。そのものを概要をもちまして、また皆様、全員協議会あるいは必要の中では、市民の方にパブリックコメントを求めると、それが代替案としてどうかということもきちんとしまして、最終的に決定するのは26年9月頃に決定をしたいということでもあります。

ですから、手続として、場所を決定してからいろいろな準備を進めるのではなく、代替案として完成をし、そして初めてそこで敷根地区の建設と代替案の建設とがどうであるかということもきちんと論議をし、決めたいというふうな手続であります。

○議長（土屋 忍君） ここで会議時間を延長いたします。

市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） 何点かの再質問をいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

初めに、避難ビル、13現在指定してございます。それとN T Tのお話もありましたので、避難ビルにつきましては、うちの職員も現地を見て実際いろいろ検証を始めているんですけども、確かに階段に向かうところのスペースの問題であるとか、外階段が全て外階段形状でいつでも入れるかという問題もありますし、いろいろな問題を抱えておりますので、もう一度これを機会に今年度検証して、新たな、また先日、県のほうでも、この波力、波による津波の今、指定されているビルにおいても、そういう波による圧力に耐えられるのかというような記事もありましたので、そういう点も含めまして検討することになるかと思っております。

それから、N T Tビルのお話も承知をしておきまして、市のほうと協議をした経過がございますが、ご存じのように、今年度、幼稚園のほうの避難路整備、のり面防除も含めまして

やっております、先月、地元の下田の旧町内の区長さんと意見交換をする機会がございまして、そこでは一応、稲田寺さんの脇から境内地を通ると非常に幼稚園に近道があるので、それを利用したいと、もう少し歩きやすいようにということで、そういう意見交換もありましたので、そういうことで地元の方が使うのが第一優先だと思いますので、そういうことで私たちのほうも地元とは丁寧に意見交換を今後もしていきますので、そういう中でまた要望があれば、改めて市の政策としても検討しなければならないと思います。それがNTTのビルの関係です。

それから、市の単独補助の避難路等の整備の資機材を中心とする50万の補助金、限度額ですが、これにつきましては、とにかく早く逃げるということで、当時そういう視線での趣旨に基づいて、個人の民地であろうと公共の土地であろうと、とにかく命優先ということで要綱をつくったという経過がございまして、底地の問題もありますので、現在個人の土地に地元で執行してもらったところもありますし、少し形態がまちまちですので、こういう問題もありますので、全て市のほうで底地の、公共の土地で公共の施設として下田市が末代管理できるような補助金等の意味合いと違いますので、その点につきましては見直しますけれども、さらに額面等については今後協議の余地はあろうかと思っておりますけれども、この要綱の趣旨そのものは、今でも大事だということで我々も受けとめておりますので、額面あるいはリヤカーのお話も出ていますので、そういうものに幅を広げるということも必要かなと思います。

そのリヤカーの点につきましては、吉佐美のほうで地元の自主防災会あるいは地元の地域の方々との意見交換する機会がありまして、そこに仙台のほうの河北社という新聞社の方が全国を津波の教訓のお話に来られまして、吉佐美区のほうに私のほうも行ってきまして、その中では木村理事長さんという方が車椅子を人力車のように改良した製品も既にありますので、とにかくそういう少しハンディのある方についても、最初から諦めないように努力することが大事ですよということで、車椅子の東日本を教訓として改良されて人力車型の製品も出ているようですので、少し研究してみたいと思います。

それから、自主防あるいは地元のパフレット、縮刷版程度のものを考えたらどうだということにつきましては、検討してまいります。

それから、最後に下田高校のガラス、いわゆる下田高校は物資の集積所にもなっておりますし、一応避難場所としても認めていただいておりますので、県のほうでは既に玄関の入り口にしっかりと誰でもわかるように張り紙がしてあって、石またはハンマーでたたいてここを割ってくださいということで場所が指定されている構造にはなっております、承知をし

ております。

ただ、市内の他の施設で下田市の管理する施設につきましては、今後学校の施設がかなり多いものですから、特に教育委員会のほうとも協議をしなければならないかと思います。また、建物につきましても、構造的なものもあるでしょうから、専門的な方の意見も聞きながら、割る場所とか、割ることが果たしてどうなのかということも含めまして検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 最後をお願いします。

ともかく防災の件、庁舎の建設の件、市長を中心にして、俺の担当じゃねえなんていう気持ちでなくて、課長以下ひとつ一丸となって知恵を出し合って、そして市民が納得できるような、褒められるような、ひとつ行政展開を心からお願いをして終わります。

○議長（土屋 忍君） これをもって、14番 大川敏雄君の一般質問を終わります。

○議長（土屋 忍君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 4時 0分散会